



筑紫野市 こども計画

令和7年度～令和11年度



みんなで育もう！ウェルビーイングのまちづくり
子ども・若者が未来に希望を抱く筑紫野市を目指して



はじめに

子ども・若者、子育て家庭の 支援策を推進します



本市では、誰もが安心して子どもを産み育てられる環境を整え、社会全体で子どもの成長と保護者の子育てを支えることを目指し、令和2年3月に「第2期筑紫野市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援事業の推進に取り組んでまいりました。

近年、我が国では少子化の加速に加え、子どもの貧困、ヤングケアラー、虐待報告件数の増加など、子どもをめぐる社会課題が顕在化しています。このような中、政府は、「こどもまんなか社会」の実現を目指し、令和5年4月に「こども基本法」を施行するとともに、こども家庭庁を発足させました。さらに同年12月には、「少子化対策大綱」「子ども・若者育成支援推進大綱」「子どもの貧困対策に関する大綱」を一元化した「こども大綱」が定められ、県や市町村でも、地域の実情を踏まえながら「こども大綱」に基づく自治体計画を策定するよう求められているところです。

このような国の動向を踏まえ、本市においても、子ども・若者とその家庭を支援する総合的な

計画として「筑紫野市こども計画」を策定しました。これまでの「子ども・子育て支援事業計画」をはじめ、若者支援や貧困対策など子ども・若者に関する各種計画を一体的に策定することで、子ども・若者施策全体に横串を通し、関係部局間での緊密な連携のもと、より一層取組を推進してまいりたいと考えております。

また、本計画の策定にあたっては、子ども・若者をはじめ、子育て家庭や関係機関の皆様にもご意見をいただきながら内容の検討を行ってまいりました。本計画の基本理念である「みんなで育もう！ ウェルビーイングのまちづくり 子ども・若者が未来に希望を抱く筑紫野市を目指して」の実現に向け、引き続き皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

むすびに、本計画の策定にあたりまして、ご尽力いただいた子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様並びに関係機関の皆様にご心からお礼を申し上げます。

令和7年3月

筑紫野市長 **平井 一三**

目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の対象	4
4. 計画の期間	4
5. 計画の策定体制	5
第2章 子育てを取り巻く本市の状況	7
1. 筑紫野市の現状	8
2. 本市の子育て支援の状況	14
3. 将来人口推計	18
4. 第2期計画の振り返り	21
第3章 基本理念	23
第4章 筑紫野市こども計画	25
1. ライフステージ共通	28
基本施策① 子どもの権利保障の推進	29
基本施策② 子どもの居場所づくりの推進	30
基本施策③ 子どもの貧困対策の推進	31
基本施策④ 障がい児支援の充実	32
2. ライフステージ別支援 妊娠期・乳幼児期(就学前)	33
基本施策⑤ 妊娠・出産・乳幼児期の切れ目ない支援の充実	34
基本施策⑥ 幼児教育・保育の充実	35
基本施策⑦ 地域での子育て支援の充実	36
3. ライフステージ別支援 学童期・思春期(小・中学生)	37
基本施策⑧ 学校教育の充実	38
基本施策⑨ 学習機会・体験活動の充実	39
基本施策⑩ 学校・家庭・地域の協働促進	40

4. ライフステージ別支援 青年期(高校生年代以上)	41
基本施策⑪ 次代を担う若者の育成	42
基本施策⑫ 若者の就学・就労など自立に向けた支援の推進	43
5. 子育て当事者への支援	44
基本施策⑬ 子育て世代にやさしい環境づくりと仕事と子育ての両立支援	45
基本施策⑭ 経済的支援の充実	46
基本施策⑮ ひとり親支援の充実	47

第5章 子ども・子育て支援サービス 49

1. 量の見込みの算出	50
2. 教育・保育提供区域の設定	51
3. 教育・保育施設の充実	52
4. 教育・保育施設の事業計画(保育所・幼稚園・認定こども園など)	53
5. 地域子ども・子育て支援事業の事業計画	55
6. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保	64
7. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	65
8. 関連施策の展開	66

第6章 計画の推進体制 67

1. 市・事業主・国民の責務	68
2. 計画の推進に向けた役割	68
3. 計画の推進に向けた連携	70
4. 子ども・子育て会議による点検	71
5. 計画の進捗管理	71

第7章 資料編 73

1. 計画策定の経緯	74
2. 筑紫野市子ども・子育て会議条例	75
3. 筑紫野市子ども・子育て会議委員名簿	77
4. 筑紫野市子ども条例	78
5. こども基本法の概要	84
6. 用語集	86

第1章

計画の概要

第1章 | 計画の概要

1 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景 ～国の動き～

少子高齢化が進行し、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が変化するなか、わが国では平成27年4月から「子ども・子育て支援制度」が始まりました。この制度では、幼児期の教育・保育の提供にあたり質・量ともに拡充されたことを始め、さまざまな子ども・子育て支援策の充実が図られました。

一方で、わが国の令和5年の出生数は72万7,277人で、前年の77万759人より4万3,482人減少するなど急速に少子化が加速しています。また、子どもの貧困*、ヤングケアラー*の存在、虐待報告件数の増加など、子どもを巡る社会課題が顕在化しているといわれます。

このような中、政府は、全ての子ども・若者が、ひとしくその権利の擁護が図られ、幸せな状態(ウェルビーイング)で生活することができる「こどもまんなか社会*」の実現を目指し、令和5年4月に「こども基本法」を施行するとともに、こども家庭庁を発足させました。さらに同年12月には、「少子化対策大綱」「子ども・若者育成支援推進大綱」「子どもの貧困対策に関する大綱」を一元化した「こども大綱」が定められ、県や市町村でも、この「こども大綱」に基づいて子どもや若者のいる家庭を支援する計画を策定することとなりました。

2 計画策定の趣旨

本市では、子どもの権利を尊重し、子どもが自分も他人も大切に、いきいきと過ごすことができるまちなの実現を目指し、平成23年4月に「筑紫野市子ども条例」を施行しました。

子どもとその保護者への支援を行うため、平成27年3月に「第1期筑紫野市子ども・子育て支援事業計画」(以下、「第1期計画」という)を、令和2年3月に「第2期筑紫野市子ども・子育て支援事業計画」(以下、「第2期計画」という)を策定し、子どもに関する施策を総合的に推進してきました。

第2期計画の最終年度にあたる令和6年度には、これまでの計画の実績および「こども基本法」「こども大綱」の考え方を踏まえ、計画の見直しを行いました。

計画の見直しに伴い、少子化対策だけでなく、子どもの貧困対策や若者の育成支援などを加え、これまで以上に、子どもや若者とその家庭に対して包括的な支援に取り組む「筑紫野市こども計画」を策定しました。

この計画に基づき本市では、国、県、その他の関係機関と連携しながら、子どもや若者の状況に合わせたライフステージごとの切れ目ない支援、子育て家庭を支える地域づくり、子育てしやすい環境整備を行っていきます。



2 計画の位置づけ

本計画はこども基本法に基づく「市町村こども計画」であり、本市の子ども・若者とその家庭を支援する総合的な計画となります。同時に、筑紫野市子ども条例に基づく「行動計画」として位置付けるとともに、国が法で定める既存の各法令に基づく以下の計画と一体的に策定します。併せて、成育医療基本方針に基づく計画や、ひとり親家庭の自立促進も内包する計画としています。

また、本計画は「総合計画」や「地域福祉計画」を上位計画とし、「障がい者福祉長期行動計画」、「健康ちくしの21」、そして、「教育振興基本計画」などの市の関連計画および国・県の計画との連携を図っています。

本計画を次の計画として位置付けます。

- こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」
- 次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」
- 子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- 子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「市町村子ども・若者計画」
- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づく「市町村計画」
- 筑紫野市子ども条例第10条に基づく「行動計画」

図表1 庁内計画との関連



3 計画の対象

0歳から39歳までの子ども・若者およびその家庭を対象とします。

4 計画の期間

計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

図表2 計画の期間

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	------------	------------





5 計画の策定体制

1 子ども・子育て会議※の設置

「保護者」、「事業者」、「学職経験者」などから構成される「筑紫野市子ども・子育て会議」を設置し、慎重な協議を重ね、本計画を策定しました。

※ 子ども・子育て会議とは、子ども・子育て支援法第72条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」を言う。本会議は、市長の諮問*に応じて答申する合議制の諮問機関（地方自治法第138条の4第3項で定める市長の附属機関）。

2 アンケート調査の実施

筑紫野市に居住する保護者を対象として、令和6年1月から2月にかけてアンケート調査を実施しました。日々の生活の中でどのような意見や要望があるのかを把握し、今後の子育て支援を展開していくための基礎資料としました。

調査対象者

就学前の子どもの保護者	小学校就学前の子どものいる世帯
小学生の保護者	小学生のいる世帯
中高生とその保護者※	中学生・高校生年代のいる世帯(※)

※中学生・高校生年代とその保護者がそれぞれ回答

調査方法

就学前の子どもの保護者	郵送による配布、回収調査
小学生の保護者	
中高生とその保護者	

回収状況

	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前の子どもの保護者	2,000件	1,062件	53.1%
小学生の保護者	2,000件	1,111件	55.6%
中高生とその保護者	2,000件	854件	42.7%

3 子ども・若者の意見聴取

本計画の策定にあたり、子ども・若者たちの意見を聴くため、令和6年9月にウェブ・アンケートやヒアリングなどを実施しました。子ども・若者の意見や要望を把握し、今後の子ども・若者施策を展開していくための資料としました。

調査対象と回答者数

対象		回答者数
小学6年生	市立11小学校 福岡視覚特別支援学校	956人
中学2年生	市立5中学校 福岡視覚特別支援学校	863人
高校2年生	筑紫高校 武蔵台高校 九州産業高校 福岡常葉高校 福岡高等視覚特別支援学校 福岡高等学園	1,390人

※小学6年生と中学2年生については、適応指導教室「つくし学級」と不登校親の会
ティータイムの子どもたちの回答も含まれています。

調査方法と内容

調査方法	調査内容
ウェブ・アンケート 一部、特別支援学校の子どもには 担当教員による聴き取り	・休日の過ごし方 ・悩み、相談先 ・居場所 ・各種施策などの認知度 ・意見表明 ・市への要望 など

4 国・県との連携

計画策定にあたっては、国や県の示す考え方や方向性などと適宜、整合性を確保しながら、策定しています。

5 パブリック・コメントの実施

令和7年1月6日から令和7年2月4日まで計画案を広く公表し、それに対する意見を求めるパブリック・コメントを実施しました。

第2章

子育てを取り巻く
本市の状況

第2章

子育てを取り巻く 本市の状況

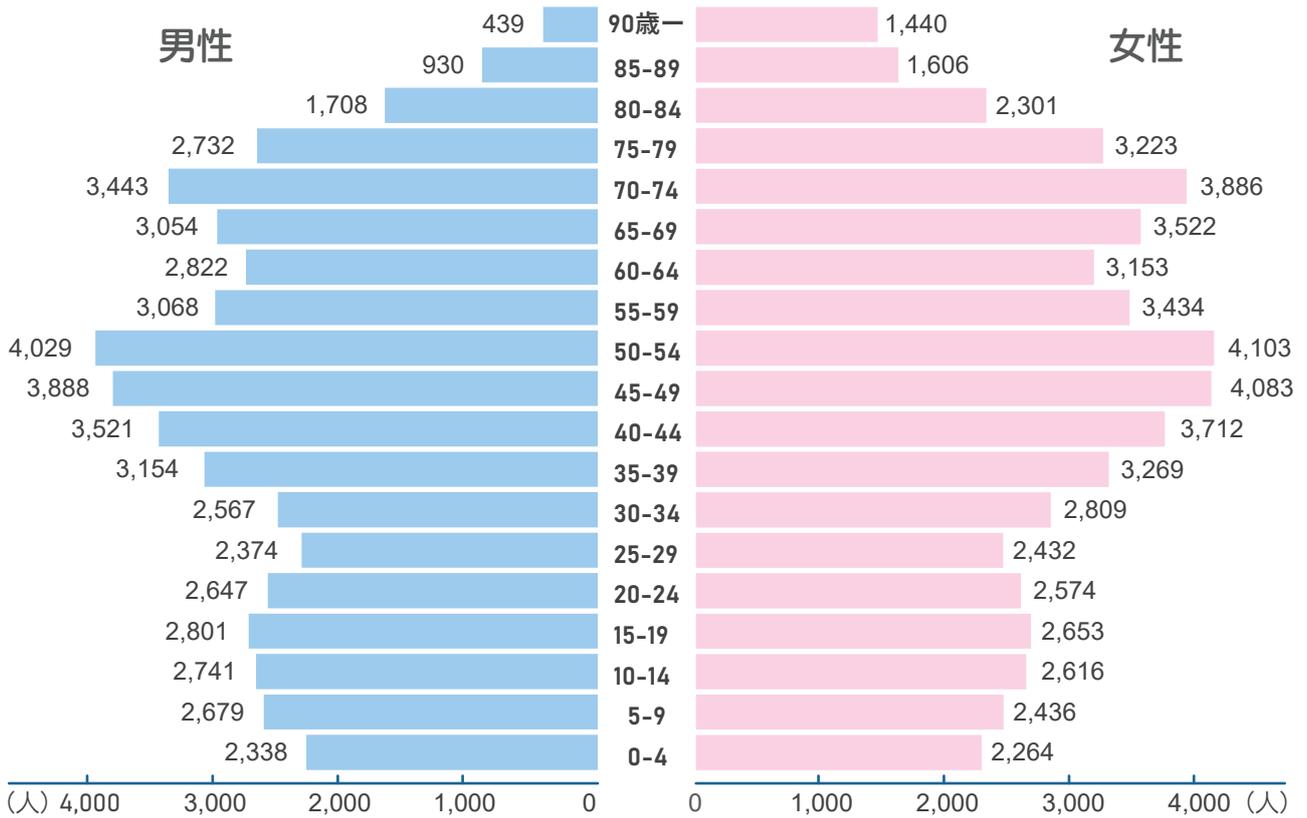
1 筑紫野市の現状

1 人口ピラミッド

本市の令和6年4月1日時点の総人口は、男性50,935人、女性55,516人の計106,451人です。5年前の103,818人と比較して、2,633人増加しています。

45～54歳と70歳代前半が多くなっていますが、34歳以下は他の年齢階層と比べて少なくなっています。

図表1 人口ピラミッド



資料: 住民基本台帳(令和6年4月1日時点)



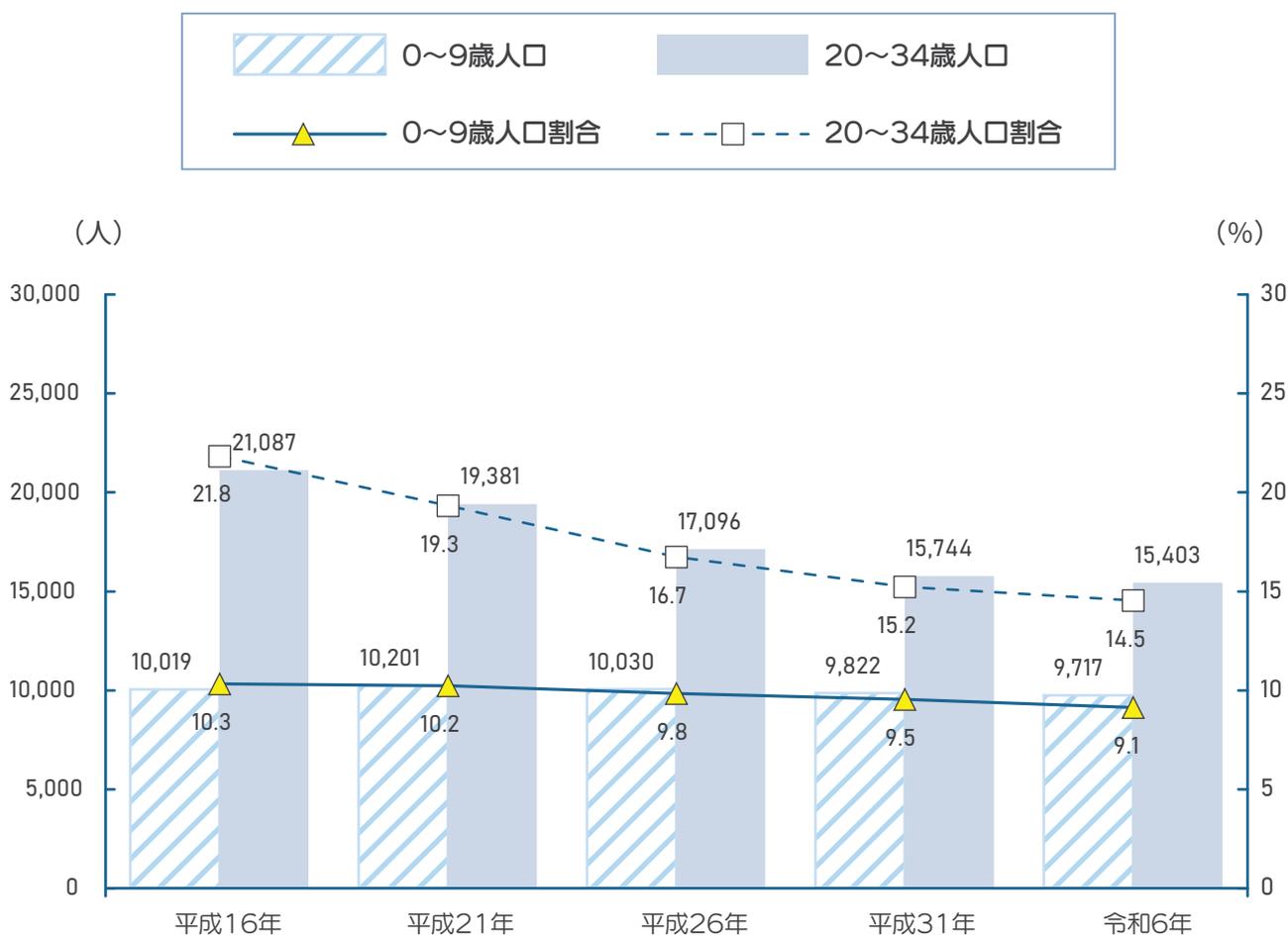
2 人口の推移

少子化の指標の一つとして0～9歳人口の推移をみると、平成21年に10,201人であったのが、令和6年には9,717人と15年間で4.7%減少し、令和6年の総人口に占める比率は9.1%となっています。

一方、結婚適齢期といえる20～34歳の人口の推移をみると、平成21年に19,381人であったのが、令和6年には15,403人と15年間で20.5%減少しています。また、総人口に占める比率も19.3%から14.5%と大きく減少しています。

一般に、結婚適齢人口が、少なからず子どもの数に影響を与えるといわれています。結婚適齢人口の減少に加え、晩婚化傾向などもあいまって少子化が徐々に進んでいる様子が見えてきます。

図表2 0～9歳/20～34歳人口の推移

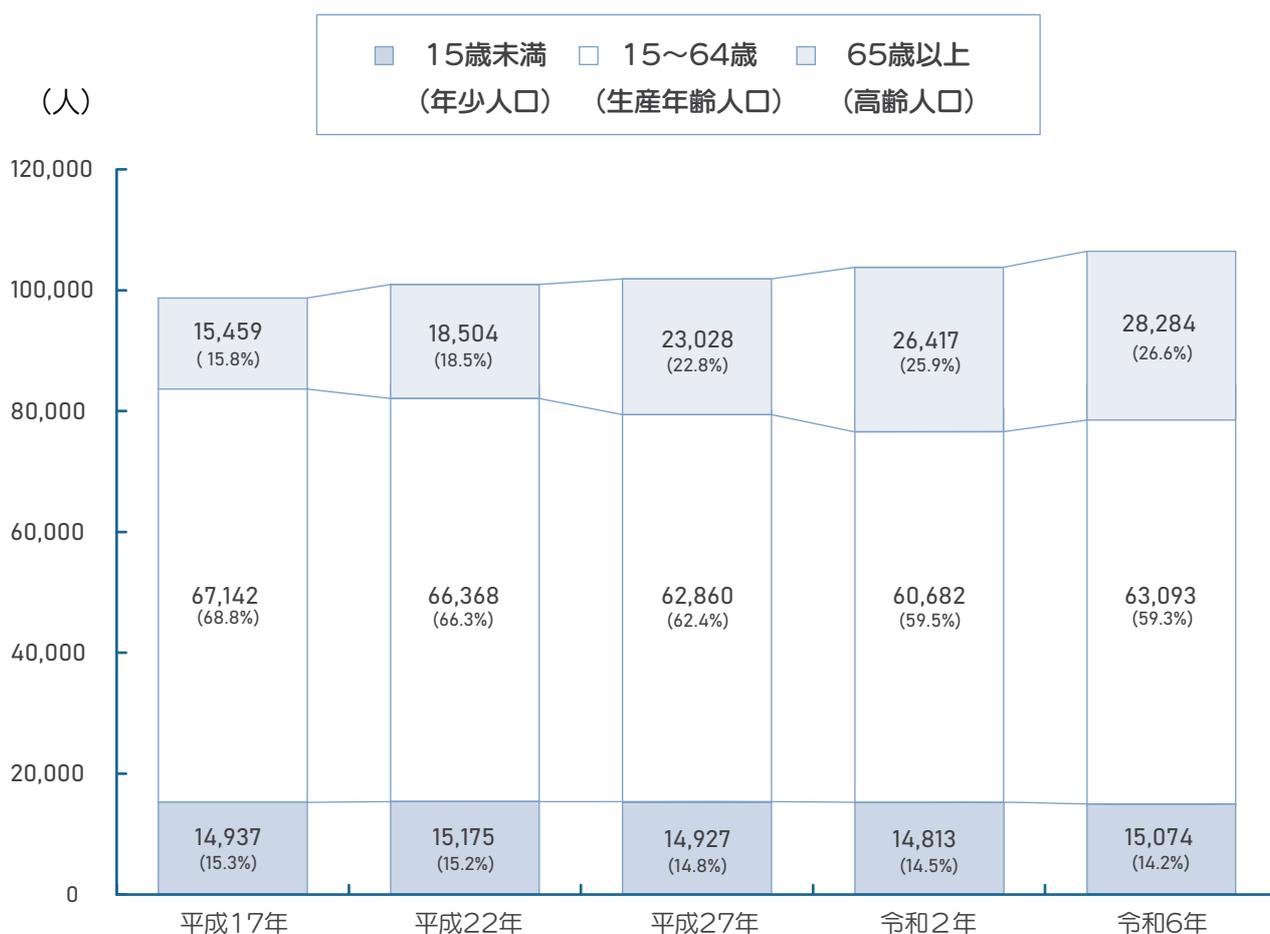


資料:住民基本台帳(各年4月1日時点)

3 年齢3区分別人口の推移

人口の推移をみると、全体の人口は増加傾向にあります。年齢3区分別にみると、高齢人口(65歳以上)が平成17年に15,459人であったのが、令和6年には28,284人と19年間で83.0%増加した一方、生産年齢人口(15~64歳)と年少人口(0~14歳)はほぼ変わらず、高齢化が進んでいる状況がうかがえます。

図表3 年齢3区分人口の推移



資料:国勢調査資料(各年10月1日時点)

令和6年のみ、住民基本台帳(4月1日時点)

※国勢調査の数値は、年齢不詳を除いたもの。

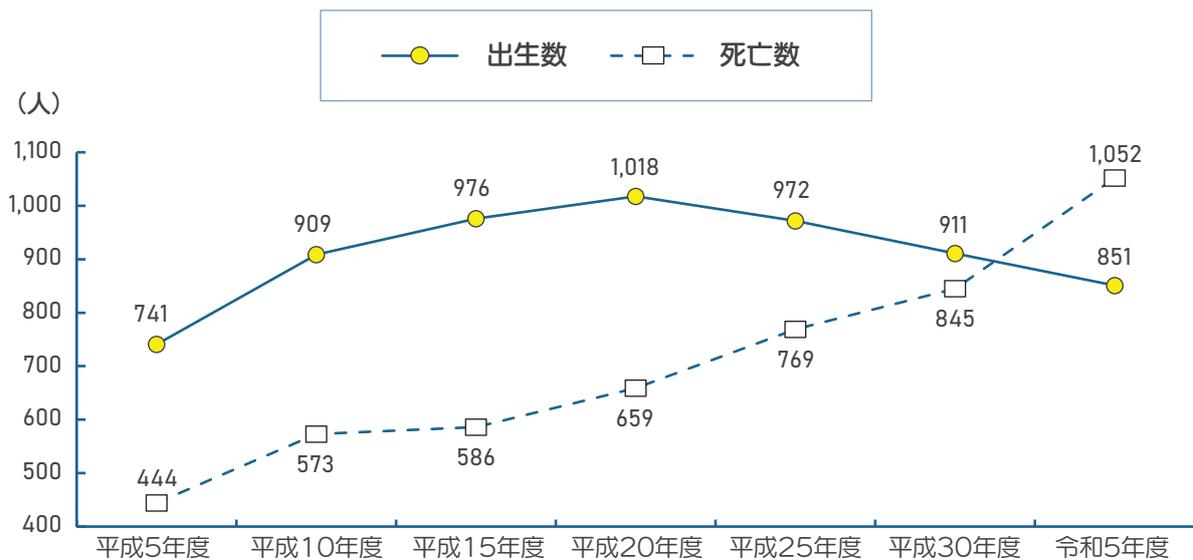


4 出生数と死亡数の推移

出生数の推移をみると、平成5年度から増加を続けてきましたが、平成20年度以降減少に転じました。一方、死亡数は、一貫して増加傾向にあります。

令和5年度には、死亡数が出生数を上回り、自然減となっています。

図表4 出生数と死亡数の推移

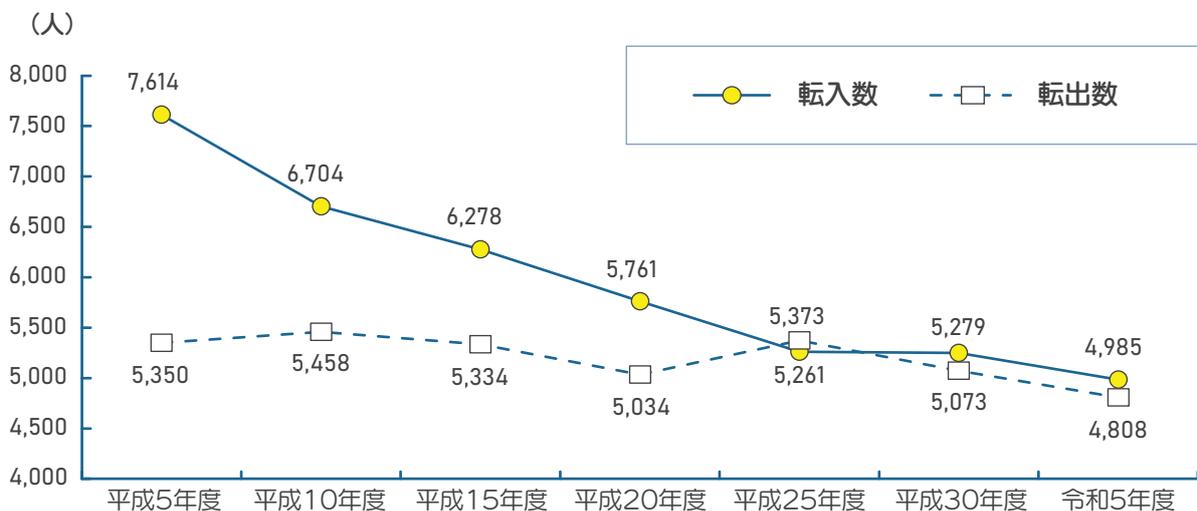


資料:住民基本台帳

5 転入数と転出数の推移

本市では、平成20年度までは転出数を転入数が大幅に上回る社会増の状態でしたが、平成25年度には転入数と転出数がほぼ同数となり、平成30年度以降も多少の増減があるものの、その傾向が続いています。

図表5 転入数と転出数の推移



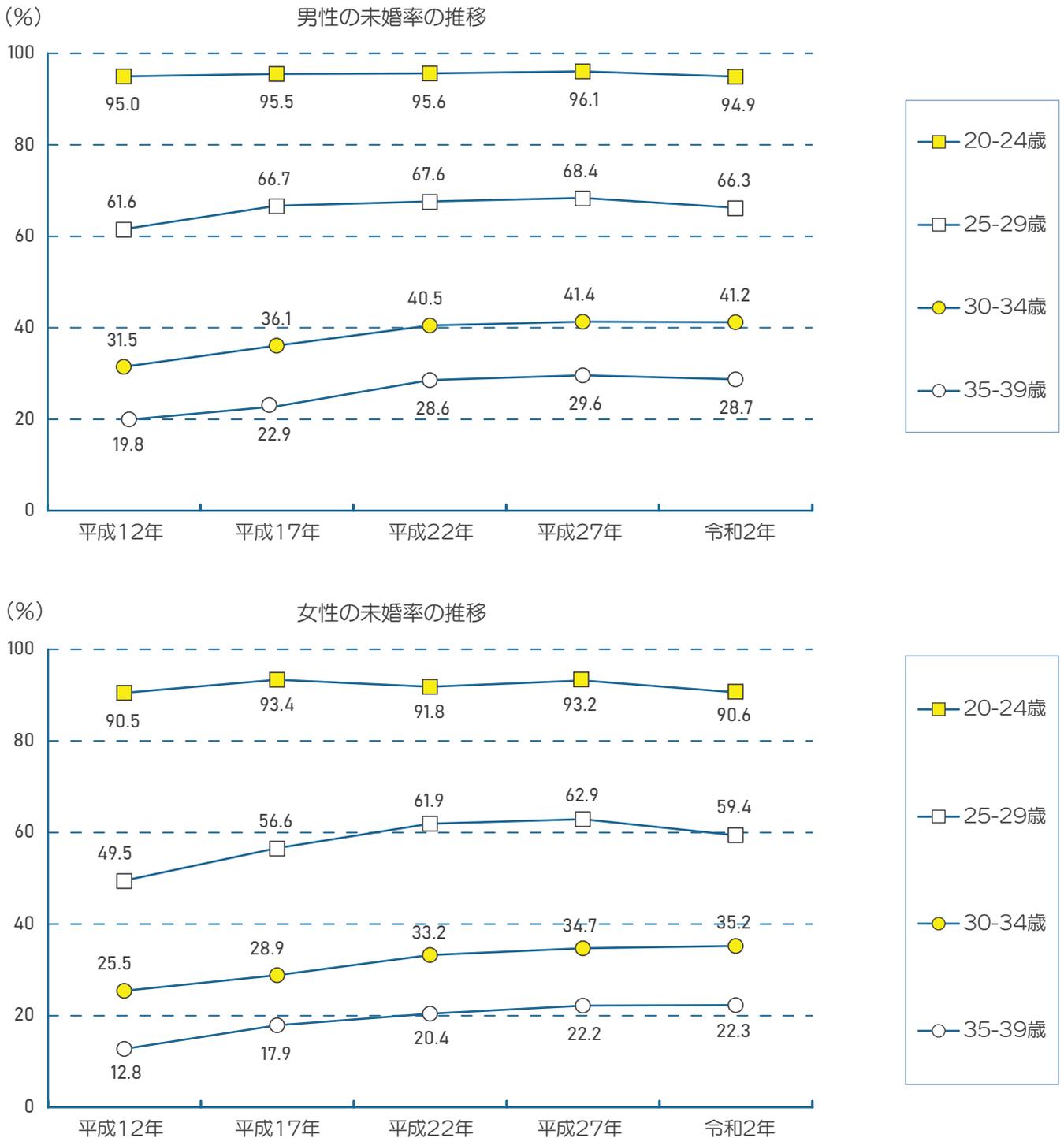
資料:住民基本台帳

6

未婚率の推移

20～39歳の男女の未婚率の推移を5歳階層別にみると30～34歳および35～39歳の層での未婚率の上昇が顕著であることがわかります。男女ともに晩婚化傾向が進んでいることがうかがえます。

図表6 未婚率の推移



資料：国勢調査資料（各年10月1日時点）



7 世帯数の推移

平成7年から令和2年までの世帯数の推移は以下のとおりです。総世帯数は増加傾向にありますが、1世帯当たりの人数は減少傾向にあります。ひとり親世帯数は増加傾向にありましたが、母子世帯数は平成27年から令和2年にかけて、わずかに減少しています。

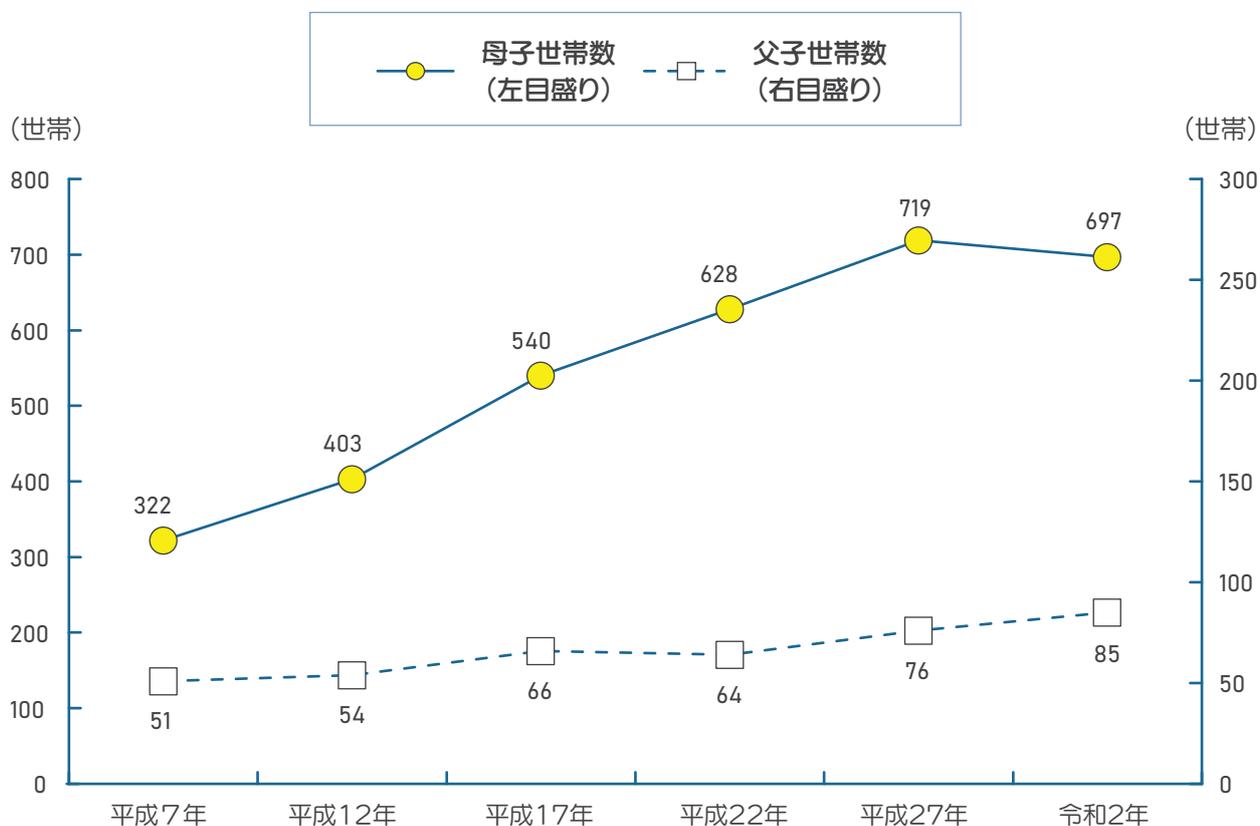
図表7 世帯数の推移

(世帯、人)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	27,300	32,419	35,284	37,636	39,274	41,798
ひとり親世帯数	373	457	606	692	795	782
母子世帯数	322	403	540	628	719	697
父子世帯数	51	54	66	64	76	85
1世帯当たりの人数	3.0	2.9	2.8	2.7	2.6	2.5

資料：国勢調査資料(各年10月1日時点)

図表8 母子・父子世帯数の推移



資料：国勢調査資料(各年10月1日時点)

2 本市の子育て支援の状況

1 認可保育所の状況

認可保育所*利用者数は、平成31年(令和元年)の1,997人から令和5年の2,190人と、増加傾向で推移しています。

第2期計画期間中では、認可保育所1園の新設などにより定員の増加を図ってきました。

図表9 認可保育所利用者の推移

(人)

施設名	平成31年 (令和元年)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年 (利用定員数)
二日市保育所	176	197	186	178	169	200
街道保育所	148	146	142	139	146	150
下見保育所	60	63	62	53	53	70
京町保育所	51	54	56	53	48	60
はなぞの保育園	160	164	167	169	168	150
むさしヶ丘保育園	177	192	183	180	169	170
原田保育園 (分園)第二原田保育園	299	310	323	337	332	380
あけぼの保育園	153	153	154	159	157	150
保育所慈生園	158	155	152	152	151	160
光が丘幼児園	207	229	246	246	240	270
さくら保育園	202	209	210	203	207	200
だいいち保育園	87	84	88	89	84	90
あおぞら保育園	119	113	118	120	109	90
いきいきほいくえん	-	-	-	107	157	150
合計	1,997	2,069	2,087	2,185	2,190	2,290

※いきいきほいくえんは令和4年4月から開園
資料:こども政策課 各年4月1日時点の入所者数



2 小規模保育事業所の状況

第2期計画期間中に小規模保育事業所*3園を新設し、定員の増加を図っています。

図表10 小規模保育事業所利用者の推移

(人)

施設名	令和5年	令和6年(定員数)
キッズ・キッズ保育園二日市	15	19
ちくし野こども保育園	10	19
のどか保育園	-	19
合計	25	57

※のどか保育園は令和6年4月から開園

資料:こども政策課 各年4月1日時点

3 幼稚園の状況

幼稚園*利用者数は、全体的に減少傾向にあります。

図表11 幼稚園利用者の推移

(人)

施設名	平成31年 (令和元年)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年 (定員数)
山家幼稚園	42	42	35	35	34	105
いしざき幼稚園	272	255	257	248	217	360
だいいち幼稚園	125	133	129	127	127	130
筑紫野幼稚園	105	99	97	96	98	120
筑紫野中央幼稚園	191	200	217	200	194	230
みかさの幼稚園	68	82	79	73	75	160
美しが丘幼稚園	162	169	161	163	161	190
サルナートの森幼稚園	290	302	301	305	304	310
合計	1,255	1,282	1,276	1,247	1,210	1,605

資料:学校教育課 各年5月1日時点

4 届出保育施設の状況

届出保育施設*とは、保育を行うことを目的とする施設であって都道府県知事が認可している認可保育所以外の施設の総称です。

市内の届出保育施設は一定数の利用者があり、増加傾向にあります。保育を必要とする子どもも利用することができ、令和6年4月1日時点で27施設があります。

図表12 届出保育施設の定員数

(人)

施設名	令和6年 (定員数)	備考
あおぞら保育所ちくし園	45	
明日香の園	30	
うめのみ園	20	
おむすび保育園	27	
このゆびとまれ	14	
シルバーほほえみ	10	
そよご保育園	30	
ちびはる保育園	65	
中央もくば保育園	40	
BUDDY GSA International School	27	
Baby room 濱さんち	15	
リラックママ	20	
ほっこり保育園桜台	19	
キッズライン	1	居宅訪問型保育事業者
シルバー人材センター	26	(ベビーシッター)
AMAYAMA ほいくえん	12	[企業主導型保育施設] 企業などが設置する保育施設です。事業実施者の従業員が利用する「従業員枠」のほか、地域住民などが利用できる「地域枠」を設けている施設があります。
美しが丘のぞみ園	88	
キッズ・キッズ筑紫野	19	
こどもの園こひつじ	19	
せいわの社 おとのわ保育園	19	
第二木馬こども園	12	
Chibiharu ZERO-ONE	19	
にこにこ保育園	19	
ひまりキッズ保育園	66	
ピースこども保育園	12	
木馬こども園	12	
バディスポーツ幼稚園	130	
合計	816	

資料：福岡県基準適合届出保育施設一覧 令和6年4月1日時点



5 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブ利用者数は、年度ごとにばらつきがありますが、利用希望者はすべて受け入れている状況です。

図表13 放課後児童クラブ利用者の推移

低学年(1年生～3年生)

(人)

施設名	平成31年 (令和元年)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
二日市小学校児童クラブ	110	121	126	142	170
二日市東小学校児童クラブ	197	221	219	225	226
二日市北小学校児童クラブ	94	89	96	92	97
山口小学校児童クラブ	67	62	68	72	78
筑紫小学校児童クラブ	168	167	191	219	205
阿志岐小学校児童クラブ	37	40	46	49	44
吉木小学校児童クラブ	49	41	45	46	46
原田小学校児童クラブ	162	150	123	125	137
筑紫東小学校児童クラブ	85	87	89	89	88
山家小学校児童クラブ	17	21	22	20	18
天拝小学校児童クラブ	55	60	54	62	58
合計	1,041	1,059	1,079	1,141	1,167

高学年(4年生～6年生)

(人)

施設名	平成31年 (令和元年)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
二日市小学校児童クラブ	41	35	31	33	24
二日市東小学校児童クラブ	76	69	84	95	74
二日市北小学校児童クラブ	31	22	21	33	33
山口小学校児童クラブ	14	24	24	31	22
筑紫小学校児童クラブ	54	53	42	45	59
阿志岐小学校児童クラブ	13	19	15	14	15
吉木小学校児童クラブ	10	13	14	17	14
原田小学校児童クラブ	69	81	65	58	53
筑紫東小学校児童クラブ	30	19	29	27	28
山家小学校児童クラブ	10	11	10	9	9
天拝小学校児童クラブ	18	18	18	15	22
合計	366	364	353	377	353

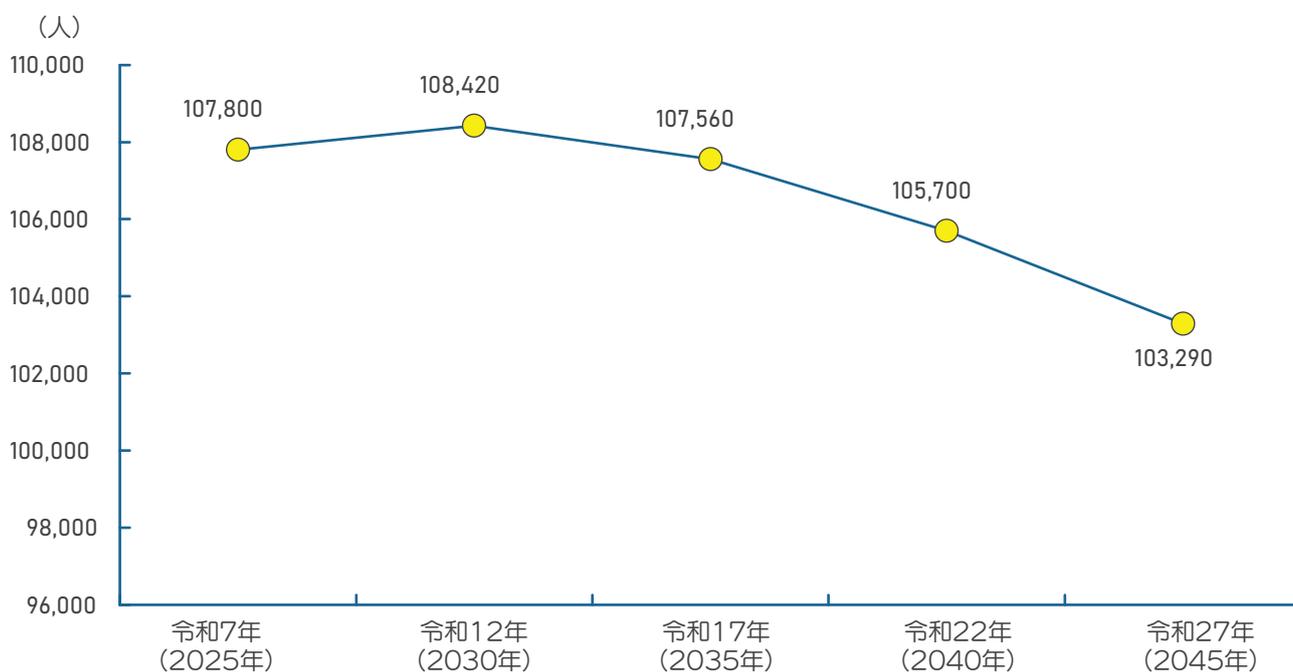
資料:学校教育課 各年5月1日時点

3 将来人口推計

1 人口の将来推計

本市の将来人口推計では、今後、令和12年まで人口はほぼ維持されますが、その後、減少すると予想されています。

図表14 筑紫野市の将来人口推計



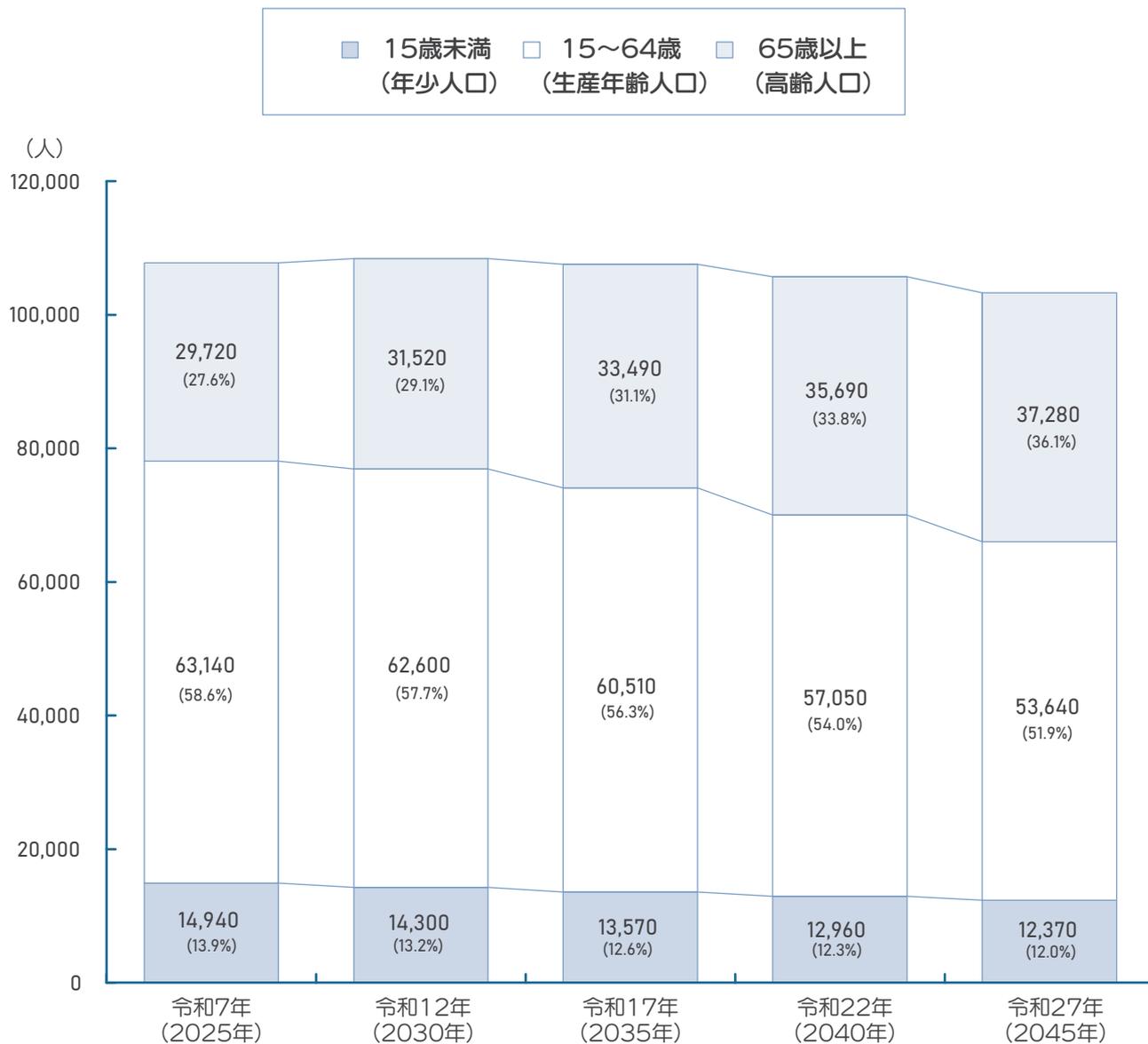
資料:本市による推計値



2 年齢3区分別人口割合の将来推計

本市の将来人口推計から年齢3区分別の人口割合をみると、年少人口、生産年齢人口ともに減少することが見込まれている一方、高齢人口は増加すると見込まれています。

図表15 年齢3階層別の将来人口推計



資料：本市による推計値

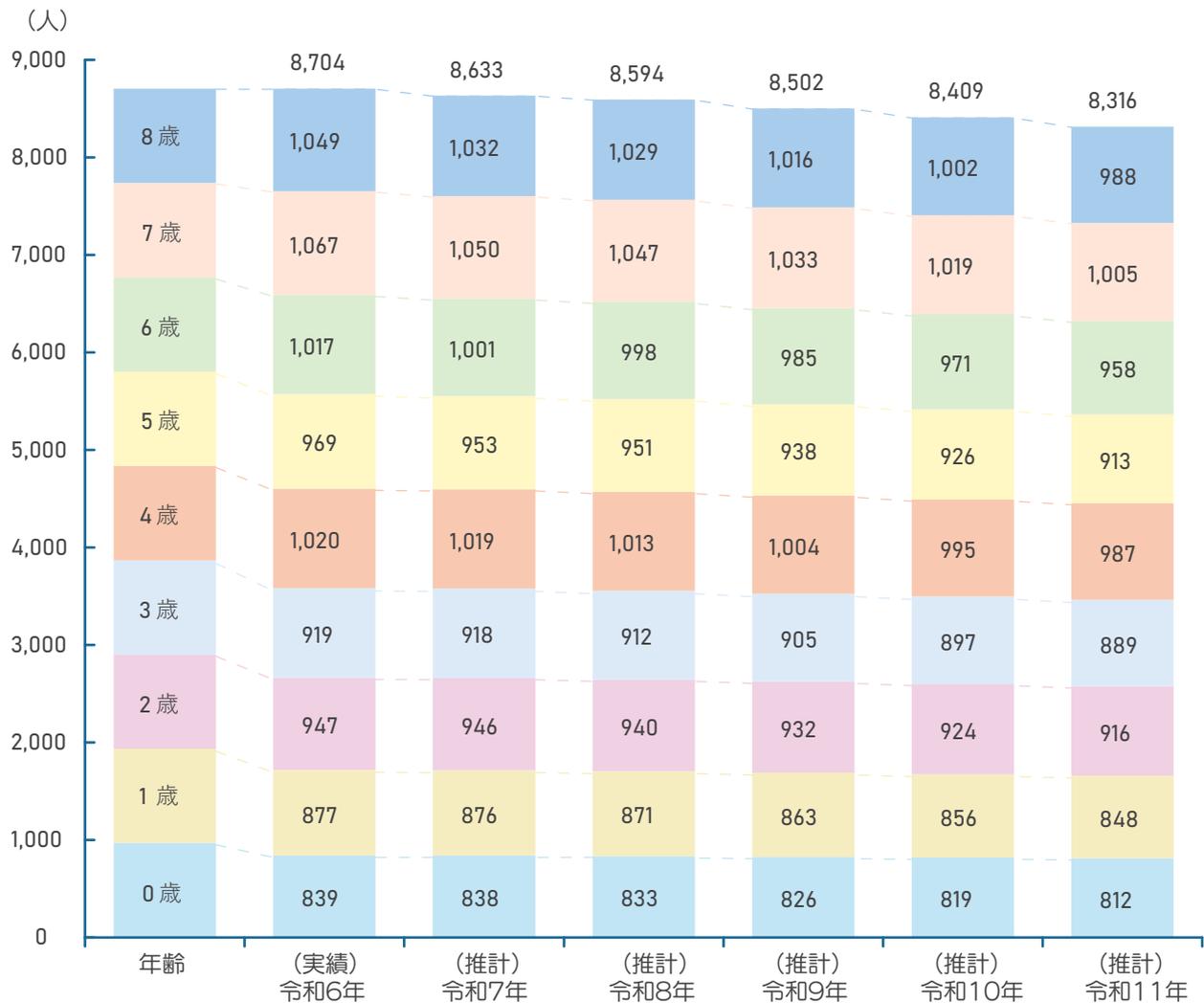
※端数処理のため、区分別人口の合計値が総人口の数値と一致しない場合があります。

3

筑紫野市こども計画期間中の8歳以下の各歳別人口推計

8歳以下の人口の将来推計をみると、令和6年4月1日時点の人口は8,704人であったのが、5年後の令和11年には8,316人となることが見込まれています。年齢によって多少傾向が異なるものの、筑紫野市こども計画期間(令和7年～令和11年)に8歳以下の人口は減少する見込みです。

図表16 筑紫野市こども計画期間中の8歳以下の各歳別人口推計



資料：住民基本台帳(令和6年4月1日時点) * 令和7年以降は推計値)



4 第2期計画の振り返り

1 第2期筑紫野市子ども・子育て支援事業計画 第5章第二次筑紫野市次世代育成支援事業計画の達成状況

第2期計画では、「みんなで育もう! キラリ、笑顔 筑紫野の子どもたち」を基本理念とし、子どもとその家庭を支援する8項目の基本施策を掲げました。

令和5年度末時点における第2期計画の分野別達成状況は、以下のとおりです。

A: 100%以上の達成状況

B: 70%以上100%未満

C: 50%以上70%未満

D: 50%未満

E: 0% (達成できず)

基本施策	事業数	A	B	C	D	E	事業廃止	新規	未実施
1.地域における子育ての支援	34	16	13	1	2	0	1	0	1
2.母性並びに子どもの健康の確保及び増進	23	17	5	1	0	0	0	0	0
3.子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備	29	16	12	1	0	0	0	0	0
4.子育てを支援する生活環境の整備	14	9	3	0	0	0	0	0	2
5.職業生活と家庭生活との両立の推進等	10	8	2	0	0	0	0	0	0
6.子どもの安全の確保	15	15	0	0	0	0	0	0	0
7.要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進	19	18	1	0	0	0	0	0	0
8.結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進	4	2	2	0	0	0	0	0	0

令和5年度では、全事業中68.2%がA評価となっており、令和4年度の63.9%、令和3年度の57.8%と比較すると、A評価は増加傾向となっています。

B評価の25.7%を合わせると、全事業中93.9%がAまたはB評価(70%以上の達成率)となっています。

2

第2期筑紫野市子ども・子育て支援事業計画での待機児童解消に向けた取組

第2期計画では待機児童解消に向け、保育の受け皿拡大に取り組んできました。保育施設の新設や建て替えによる定員増により、合計237人分の定員を確保しました。

こうした取組の結果、令和2年度に125人だった待機児童数は、令和4年度には31人、令和5年度にはさらに減少して16人となりました。

今後も待機児童解消に向けた取組を進めるとともに、各種子育て支援策に取り組むことで安心して子育てできる環境の充実を図っていきます。

第2期計画期間の保育施設の整備実績

年度	施設種別と整備内容	定員
令和4年度	認可保育所1園新設	150人増
	認可保育所1園建て替え	30人増
令和5年度	小規模保育施設2園新設	38人増
令和6年度	小規模保育施設1園新設	19人増
合計		237人増

第2期計画期間の待機児童数の推移

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
125人	137人	31人	16人	16人

第3章

基本理念

第3章

基本理念

人口減少や少子高齢化が一層進行することが予想されている中、本市で生まれ育つ子どもや若者たちが、未来の社会を担う人材として、健やかに笑顔あふれて成長し、夢や希望を実現できることが重要です。

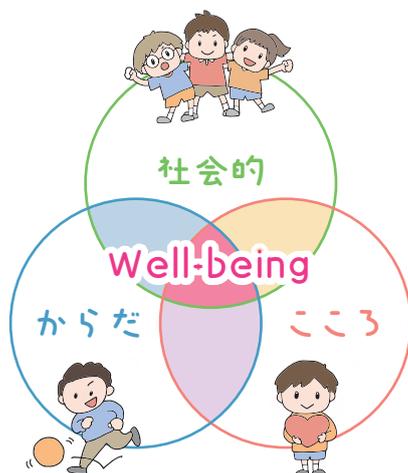
子どもや若者は、今を生きる一人の人間として尊重されるべき、かけがえのない存在であり、今後の筑紫野市を引き継ぎ、未来へとつないでいく役割を担う存在でもあります。子ども・若者が自立し、互いを尊重しあい、責任ある社会の一員となることができるよう「子どもや若者の意見の尊重と最善の利益」、「未来を切り開いていく生きる力を高めること」が保障されなければなりません。

そのため、大人は、子どもや若者の権利を守り、その気持ちを十分に受け止めて一緒に考え、適切な指導や助言を行うなど、一人ひとりの状況に応じた支援をしていくことが必要です。

このように、子どもや若者の成長と自立のためには、地域、学校、企業、行政などの社会全体が一体となって、子ども・若者とその家庭を支え、子どもを産み育てやすい環境を整えながら、子ども・若者の健やかな育ちを温かく見守り、地域全体で子ども・若者を育てていくことが何よりも大切です。このような考えのもと、“みんなで育もう！ウェルビーイングのまちづくり 子ども・若者が未来に希望を抱く筑紫野市を目指して”を本計画の基本理念として決めました。この基本理念のもと、各種施策に取り組みます。

基本理念

みんなで育もう！ウェルビーイングのまちづくり
子ども・若者が未来に希望を抱く筑紫野市を目指して



【ウェルビーイング】

「ウェルビーイング」(Well-being) は well (良い) と being (状態) からなる言葉です。身体的、精神的、社会的に将来にわたって良い状態、幸せな状態のことです。

第4章

筑紫野市こども計画

第4章

筑紫野市子ども計画

計画の構成

第4章では、第2期筑紫野市子ども・子育て支援事業計画の成果や、子ども大綱、市民へのアンケート、子ども・若者の意見聴取などによる現状と課題などを踏まえて、今後の施策を展開します。

子どものライフステージごとにテーマを設定し、それを実現するための基本施策、主な基本事業、主な取組、成果指標を明らかにします。

また、特定のライフステージだけではなく、子どものライフステージを通して取り組むべきことや、子育ての当事者である保護者への支援も施策を展開していきます。

計画とSDGsとの関連

SDGsとは、「Sustainable Development Goals」(持続可能な開発目標)の略で、平成27年9月の国連サミットで採択された令和12年までの国際社会共通の目標です。先進国も途上国も、企業や個人なども、皆が協力し、持続可能でより良い世界をつくろうと17の共通の目標(ゴール)から構成されています。

わが国では、令和元年12月に「SDGs実施指針改定版」が定められ、地方自治体で「さまざまな計画にSDGsの要素を反映させること」が期待されています。

SDGsの達成のため、特に、SDGsの以下の目標を意識しながら、すべての子ども・若者と子育て世帯を「誰一人取り残さない」取組を推進していくものとしします。

- 目標1 貧困をなくそう
- 目標2 飢餓をゼロに
- 目標3 すべての人に健康と福祉を
- 目標4 質の高い教育をみんなに
- 目標5 ジェンダー平等を実現しよう
- 目標8 働きがいも経済成長も
- 目標10 人や国の不平等をなくそう
- 目標11 住み続けられるまちづくりを
- 目標16 平和と公正をすべての人に
- 目標17 パートナースhipで目標を達成しよう





施策体系

基本理念

みんなで育もう！ウェルビーイングのまちづくり
子ども・若者が未来に希望を抱く筑紫野市を目指して

区分	基本施策
ライフステージ共通	① 子どもの権利保障の推進
	② 子どもの居場所*づくりの推進
	③ 子どもの貧困対策の推進
	④ 障がい児支援の充実
2 妊娠期・乳幼児期 (就学前)	⑤ 妊娠・出産・乳幼児期の切れ目ない支援の充実
	⑥ 幼児教育・保育の充実
	⑦ 地域での子育て支援の充実
3 学童期・思春期 (小・中学生)	⑧ 学校教育の充実
	⑨ 学習機会・体験活動の充実
	⑩ 学校・家庭・地域の協働促進
4 青年期 (高校生年代以上)	⑪ 次代を担う若者の育成
	⑫ 若者の就学・就労など自立に向けた支援の推進
5 子育て当事者	⑬ 子育て世代にやさしい環境づくりと仕事と子育ての両立支援
	⑭ 経済的支援の充実
	⑮ ひとり親支援の充実

1. ライフステージ共通

ライフステージ共通の基本的な考え方

子どもは、今を生きる一人の人間として、かけがえのない存在です。子どもには、人間として健やかに生きていくための当然の権利があります。また、子どもたちは、筑紫野市を引き継ぎ、未来へとつないでいく役割を担う存在でもあります。

全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、日本国憲法、こども基本法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもや若者の意見を尊重し、多様性を認めながら、国や県、関係機関と連携して取り組んでいく必要があります。

基本施策と目指す姿

基本施策	目指す姿
① 子どもの権利保障の推進	子どもの人権がまもられ、健やかに育まれるようになっています。
② 子どもの居場所づくりの推進	年齢を問わず、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができています。
③ 子どもの貧困対策の推進	子どもの貧困世帯が適切な支援を受けることで、子ども・若者が幸せな状態で成長できるようになっています。
④ 障がい児支援の充実	障がいの特性や能力に応じた専門的な相談支援により、障がいを持つ子ども・若者や、その家族が抱える不安や負担が軽減されています。

〈子どもの権利〉子どもには、さまざまな権利があります。



「育つ権利」

自分に役立つ情報を知り、さまざまな文化、芸術及びスポーツに触れ楽しむ権利があります。



「守られる権利」

暴力や差別を受けない権利があります。自分に関する情報が不当に収集されない権利もあります。



「生きる権利」

健康に配慮され、適切な医療が保障され、成長にふさわしい生活ができる権利があります。



「参加する権利」

自己表現又は自分に関するものの意見が尊重され、仲間を作ったり、社会に参加したりする機会が守られる権利があります。



基本施策① 子どもの権利保障の推進



【現状と課題】

- ・筑紫野市子ども条例などの認知度が十分でないため、啓発に取り組む必要があります。
- ・近年子どもの自殺者が増加傾向にあり、全国的な課題となっています。子どもの命を守ることは最も大切な権利保障の取組であり、市でも適切に対応する必要があります。
- ・子ども・若者への意見聴取で、ヤングケアラーとしての自覚のある子どもの割合が県と比較して多かったことを踏まえ、ヤングケアラーの把握と支援が必要となっています。
- ・福岡県では児童虐待による通告児童数が過去最多を更新するなど憂慮すべき状況が続いており、児童虐待への適切な対応が課題となっています。
- ・令和6年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他のさまざまな事情により困難な問題を抱える女性への支援が求められています。

【施策の方向性】

- ・子どもが権利の主体であること、ヤングケアラーが子どもの権利を阻害されていること、また、子どもの意見を聴くことの重要性などの啓発に取り組みます。
- ・国・県をはじめとして、学校、医療機関などの関係機関・団体と連携しながら、子ども・若者の自殺対策や、ヤングケアラーへの支援、児童虐待の防止などに着実に取り組みます。

主な基本事業	主な取組
子どもの権利保障の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの人権に関する啓発や相談窓口の周知 ・子どもの権利救済委員による調査、勧告
子ども・若者の自殺対策とヤングケアラーへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市自殺対策計画に基づく取組の推進 ・子育て世帯訪問支援事業などによるヤングケアラー支援
児童虐待防止対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市要保護児童対策地域協議会*による学校や医療機関、児童相談所などの関係機関との連携強化 ・こども家庭センター*を中心とした児童虐待の予防、早期発見、早期対応の体制構築

成果指標内容	基準値	目標値
子どもの人権に関する相談窓口を知っている市民の割合	73.8%	78.1%
「ヤングケアラー」にあてはまると思う子どもの割合	小学生 2.8%	小学生 2.2%
	中学生 3.4%	中学生 1.8%



基本施策② 子どもの居場所づくりの推進



【現状と課題】

- 令和5年12月22日に「こどもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定されました。子ども・若者の声を聴き、子ども・若者の視点に立った居場所づくりを推進していく必要があります。
- 「子供・若者インデックスボード(内閣府)」によると、子どもにとってほっとできる場所や居心地のよい場所などの「居場所」の数が多いほど、「自己肯定感」「チャレンジ精神」「今の充実感」「将来への希望」が高まる傾向にあるとされています。
- 子ども・若者への意見聴取で、家や学校以外に居場所があると答えた小学生の割合は66.6%となっており、国の先行調査の結果(81.7%)などと比較して少ない状況です。小学生の保護者へのアンケート調査でも、「放課後の居場所の整備」を求める声が36.9%となっており、小学生が移動できる範囲ごとに子どもの居場所を確保することが課題となっています。

【施策の方向性】

- 子どもたちの多様な学びや成長を支える仕組みとして、コミュニティセンターをはじめとする公共施設などを活用しながら、子どもの居場所づくりを進めていきます。
- プレーパーク*やこども食堂*など関係機関や団体などからの参画を得ながら、幅広い世代を対象とする子どもの居場所づくりを進め、広く市民に周知していきます。

主な基本事業	主な取組
コミュニティセンターなどを拠点とした子どもの居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二日市コミュニティセンターの新設等に伴う子どもの居場所づくり ・ フリースペースの設置
地域交流の場の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ こども食堂への継続支援 ・ 地域における子どもの居場所の情報発信

成果指標内容	基準値	目標値
子ども・若者が安心して過ごせる場がつくられていると思う市民の割合	44.6%	52.3%
市内の子どもの居場所の数 (※フリースペースやこども食堂などの数)	11か所	20か所



基本施策③ 子どもの貧困対策の推進



【現状と課題】

- 子どもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、子どもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題です。
- 2022年国民生活基礎調査(厚生労働省)によると、全国では子どもの11.5%が相対的貧困に当たると分析されており、市でも子どもの貧困対策として、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援が必要となっています。

【施策の方向性】

- 貧困および貧困の連鎖によって子どもたちの将来が閉ざされることがないように、社会全体で課題を解決するという認識を醸成しながら、支援を進めていきます。

主な基本事業	主な取組
教育支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもが必要な教育を受けることができるよう、子どもや保護者への適切な支援
生活の安定に資するための支援、保護者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活困窮世帯の自立に向けた支援 ・ 生活保護世帯への支援

成果指標内容	基準値	目標値
就学援助(支給)が必要な子どもへの支援対応割合	100%	100%
こども家庭センターから暮らしの困りごと相談につながった割合	33%	50%



基本施策④ 障がい児支援の充実



【現状と課題】

- ・ 幼児期の障がいの適切な治療や療育には、障がいや疾病の早期発見・早期療育のための障がい特性を理解した専門性が高いサービスの充実が必要です。令和3年に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が制定されたことも踏まえ、保健・医療・福祉・教育とのさらなる連携を進め、きめ細かな支援が提供できる体制づくりを推進していく必要があります。
- ・ 就学前後で生活や教育環境が変化するため、その成長に合わせ、状況に応じた支援を推進していく必要があります。アンケート調査によると、子育て上の悩みや困りごとに「家族・学校・周囲の人たちの理解不足」と回答した人の割合が3割以上となっています。また、保育や教育に関する要望として、「専門知識を持った教職員を多く配置してほしい」「就学や進学・就職の際の相談や支援を充実してほしい」「能力や障がいの状況にあった支援をしてほしい」などと回答した人が多くなっています。
- ・ 近年、障がいのある人に対する合理的配慮がますます求められている中、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が可能な限り共に過ごすための条件整備と、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場の整備を両輪として、国が掲げるインクルーシブ教育システム*の実現に向けた取組を進める必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 障がいの特性や一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援が行える体制の強化に努めるとともに、家族などの障がいに対する理解を深めるための取組と相談体制の充実を図ります。
- ・ 障がいのある児童の能力や個性を発揮するため、保育所、幼稚園、小中学校への切れ目のない継続性のある教育指導の充実を図るとともに、障がいの有無にかかわらず、全ての人々が互いを理解し、ともに学ぶ教育を進めます。
- ・ 特別な支援が必要な子どもに教育の機会が与えられるよう関係する医療、保健、福祉、教育などの専門機関との連携を強化し、切れ目のない支援を行える環境を整えます。

主な基本事業	主な取組
発達・療育支援環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康診査、発達相談、健康相談などの推進 ・ 保健・医療機関などとの連携の推進 ・ 保護者に対する早期療育の知識や理解の普及啓発の推進
保育・教育環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい児の受け入れ体制の整備、障がい児保育に携わる職員研修の推進 ・ 教育相談、教育指導体制の充実 ・ 障がいの有無にかかわらず互いを理解するための交流
切れ目のない支援の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関との連携による相談支援体制の強化

成果指標内容	基準値	目標値
発達に関する早期相談ができた子どもの割合	19.2%	59.2%
障がい児通所支援の利用者数	951人	1,512人



2. ライフステージ別支援 妊娠期・乳幼児期(就学前)

妊娠期、乳幼児期の基本的な考え方

子どもの誕生前から幼児期までは、子どもの将来にわたるウェルビーイング*の基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期であるとともに、この時期への社会的投資が次代の社会の在り方を大きく左右するため、社会全体にとっても極めて重要な時期となります。

また、乳幼児は多くの時間を家庭や地域の中で過ごし、幼稚園・保育所・認定こども園*などへの就園状況も異なるなど、育ちの環境は多様です。その多様性を尊重しつつ、保護者・養育者の「子育て」を支えることだけでなく、「子どもの育ち」に係る質にも社会がしっかりと目を向け、保護者・養育者の就業・養育状況を含む子どもの置かれた環境などに十分に配慮しつつ、ひとしく、切れ目なく、ウェルビーイングの向上を図ることが重要となります。

乳幼児期にしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期に他者との関わりや基本的な生きる力の獲得を通じて、一人ひとりの子どもが、かけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって成長することができるよう、乳幼児家庭への支援に取り組んでいきます。

基本施策と目指す姿

基本施策	目指す姿
⑤ 妊娠・出産・乳幼児期の切れ目ない支援の充実	妊娠期から子育て期までを通して、切れ目のない相談支援を受けることができるようになっています。
⑥ 幼児教育・保育の充実	安心して保育所などに子どもを預け、働くことや、幼児教育を受けることができるようになっています。
⑦ 地域での子育て支援の充実	子育ての相談や交流の場が地域に広がり、不安や負担が解消されています。



基本施策⑤ 妊娠・出産・乳幼児期の切れ目ない支援の充実



【現状と課題】

- 誰もが安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援のため、相談支援体制の充実が求められています。
- 乳幼児健診や妊婦健康診査など親子の健康の保持・増進のための取組を着実に実施するとともに、要精密検査者や未受診者へのフォローに取り組む必要があります。
- 子育て世帯や共働き世帯のニーズに合わせ、子育てに関する各種手続きや情報発信のオンライン化など、子育て支援サービスの利便性向上を図る必要があります。

【施策の方向性】

- 妊娠期から子育て期にかけた切れ目ない伴走型相談支援や、子育てに関する各種手続きのオンライン化などにより子育て世帯の負担を軽減させるとともに、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう支援します。
- 産後の身体的な回復や心理的な安定を図るとともに、親子の愛着形成を促進させながら、親子が心身ともに健やかに育つことができるよう支援していきます。

主な基本事業	主な取組
切れ目のない相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出産・子育て伴走型応援事業による相談支援 ・ こども家庭センターによる切れ目のない相談支援 ・ 子育て応援アプリなど各種手続きや情報発信のオンライン化
親子の健全育成の推進(母子保健)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産後ケア事業の充実 ・ 妊産婦健康診査事業の充実 ・ 乳幼児健診事業による疾病などの早期発見・早期支援

成果指標内容	基準値	目標値
妊娠、出産、子育てに関する相談窓口の認知度	8.5%	20.4%
乳幼児健診の未受診率 (4カ月、10カ月、1歳6カ月、3歳)	3.11%	1.63%



基本施策⑥ 幼児教育・保育の充実



【現状と課題】

- 平成30年度に181人であった待機児童数は、認可保育所の新設などにより、令和5年度には16人まで減少しています。待機児童解消に向けて、引き続き取り組む必要があります。
- 子育て家庭の就業形態やライフスタイルが多様化しています。多様なニーズに対応できるよう保育サービスの充実を図ることが課題となっています。
- 近年、全国的には保育施設での事故や事件が相次いでおり、「保育の質」の担保が課題となっています。安心して子どもを預けることができるよう、保育人材の確保・育成や保育業務の負担軽減を図る必要があります。

【施策の方向性】

- 必要に応じて、また、計画的に保育所等の整備を検討していくとともに、保育士の確保や、幼稚園、届出保育施設などとの連携を深めることにより、待機児童の解消に取り組みます。
- 延長保育、障がい児保育など多様な保育ニーズに対応する体制を整えることにより、子育ての保護者負担の軽減に努めるとともに、医療的ケア児、外国にルーツを持つ子どもなどの特別な配慮を必要とする子どもを含め、一人ひとりの子どもの健やかな成長を支えていきます。

主な基本事業	主な取組
待機児童の解消	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所等の施設設備の充足 ・ 家賃補助や就労支援などによる保育士の確保
幼児教育・保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私立保育所運営費補助や私立幼稚園育成助成 ・ 届出保育施設への運営費・健康診断費補助 ・ 幼稚園、保育所、学校間の連携促進 ・ 延長保育、誰でも通園制度など多様な保育ニーズへの対応

成果指標内容	基準値	目標値
待機児童数(保育所)	16人	0人
保育サービスの満足度	73.8%	81.6%



基本施策⑦ 地域での子育て支援の充実



【現状と課題】

- 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化に加え、子育て世代の転入者が多いという本市の特性から、乳幼児の親が地域で孤立し、不安を抱えながら子育てをする状況が危惧されます。子育て世帯が同世代の親子や地域とつながり、困ったときに相談したり助け合ったりできるような環境づくりを進める必要があります。
- 乳幼児保護者へのアンケート調査で、14.9%が「生活や仕事が制約され、気持ちにゆとりがない」と回答しており、他の世代と比べて高くなっています。また、すべての世代で「子どもとの接し方や教育に関することに日常的に最も悩んでいる」と回答した人が多かったことから、家庭教育支援にも取り組む必要があります。

【施策の方向性】

- 地域で子育て中の親子が気軽に集い交流することができる場を提供するとともに、子育てに関する相談やプッシュ型の情報提供などを行うことで子育て世帯の孤立を防止し、安心して地域で子育てができる環境づくりに努めます。
- ファミリー・サポート・センターや地域サロンによる子育ての助け合い活動を推進します。

主な基本事業	主な取組
地域での子育て支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター、つどいの広場)による親子の交流の場の提供 ・ 地域子育て相談機関の設置 ・ 保育所での保育交流(園庭開放) ・ ファミリー・サポート・センターや地域サロンなど子育ての助け合い活動の推進 ・ ブックスタート事業 ・ 家庭教育への支援 ・ 子育て支援活動の情報提供

成果指標内容	基準値	目標値
子育てサロンの実施回数	505回	541回

※年間延べ実施回数



3. ライフステージ別支援 学童期・思春期(小・中学生)

学童期、思春期の基本的な考え方

学童期は、子どもが身体的・精神的に大きく成長し、自己肯定感や道徳性、社会性を育む時期です。自らのことを客観的に捉えられるようになり、善悪の判断や規範意識を形成するとともに、集団生活でさまざまな課題に直面する中で、自らの役割や責任を自覚し、友人関係や遊びを通じて協調性や自主性を身に付けていきます。

学童期の子どもが、安全・安心が確保された場で、小さな失敗も経験しながら、直面した課題に全力で取り組んで達成する成功体験を重ね、自己肯定感を高めることができる環境を整えていくことが重要となります。

思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期です。一方で、自己の存在に対してのさまざまな葛藤を抱えたり、学業や家族・友人との関係や恋愛などに悩んだりする繊細な時期でもあります。

思春期の子どもが、自己肯定感を高めることができ、成育環境などを理由に自らの進路の選択が制約されないことがないよう支えていくことが望まれます。

また、学童期、思春期を通じて、遊びや体験活動は、健やかな成長の原点となります。遊びに没頭し、身体の諸感覚を使い、自らの遊びを充実、発展させていくことは、言語や数量等の感覚などの認知的スキルや、創造力や好奇心、自尊心、想像力や思いやり、やり抜く力、折り合いをつける力などの社会情動的スキルの双方を育むことに加え、多様な動きを身に付け、健康を維持することにつながり、ひいては、生涯にわたる幸せにつながります。

遊びや体験活動の重要性、学びへのつながりや、その機会を保障することの重要性を改めて認識し、関係機関・団体などと連携・協働して、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験・外遊びを含むさまざまな遊びができるよう、地域資源も生かした遊びや体験の機会や場を意図的・計画的に創出していきます。

基本施策と目指す姿

基本施策	目指す姿
⑧ 学校教育の充実	子どもたちが確かな学力、豊かな心、健やかな体を育みながら、充実した学校生活を送っています。
⑨ 学習機会・体験活動の充実	体験活動、社会参加、世代間交流などの子ども・若者が生まれ、成長する機会が充実しています。
⑩ 学校・家庭・地域の協働促進	地域の人材や学習資源が活かされ、地域の教育力が向上するとともに、地域と共に開かれた学校づくりが進められています。



基本施策⑧ 学校教育の充実



【現状と課題】

- 全国的な傾向として、いじめ、不登校が増加傾向にあり、社会問題となっています。本市でも、特に不登校の子どもが増加していることなどを踏まえ、対応の充実が求められています。
- 教職員の勤務実態や教職員志望者の減少が社会問題となっており、学校での働き方改革が求められています。
- 情報通信技術を活用し個別最適化された創造性を育む学びを目指すGIGAスクール構想*の下、ICT機器の効果的な利活用による学習活動の充実を図る必要があります。

【施策の方向性】

- 教育振興基本計画に基づき、子どもたちが充実した学校生活を送れるように各事業を着実に推進し、学校に行くのは楽しいと思う子どもの割合を増やしていきます。
- 全ての小学生・中学生が安心して学校生活を送り、さまざまな活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるよう取り組みます。
- さまざまな理由により、登校できない状況にある小学生・中学生に対する相談支援体制を充実させ、学校復帰のみを目的とすることなく、学びたいと思ったときに学べる、多様な学びの場の整備に努めます。

主な基本事業	主な取組
教育振興基本計画に基づく 学校教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成 ・ きめ細やかな教育支援の推進
筑紫野市いじめ防止基本方針に 基づく対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめの防止・早期発見といじめに対する措置 ・ 学校評価、学校運営改善の実施
登校に不安のある子どもたちへの 支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適応指導教室「つくし学級」の機能強化 ・ スクールカウンセラー*、登校支援員*、スクールソーシャルワーカー*の配置等、専門的な相談支援体制の充実

成果指標内容	基準値	目標値
学校に行くのは楽しいと思う子どもの割合	小学生 81.5% 中学生 75.5%	小学生 88.0% 中学生 87.0%
「いじめ」はあってはならない事だと認識している 子どもの割合	小学生 78.1% 中学生 82.0%	小学生 88.0% 中学生 95.0%
不登校の子どものうち、解消・復帰等の改善がみられた 子どもの割合	小学生 77.5% 中学生 39.3%	小学生 86.0% 中学生 72.0%



基本施策⑨ 学習機会・体験活動の充実



【現状と課題】

- 遊びや体験活動は、健やかな成長の原点となります。関係機関・団体などと連携・協働して、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な遊びや体験活動の機会の充実を図る必要があります。
- 子どもの生活において、集団による外遊びや年齢の異なる仲間や地域の大人との交流、生活体験・社会体験・自然体験等の機会が減少しています。子どもたちへの体験活動に取り組む人材の発掘と育成や、関係機関・団体などとの連携・協働を進める必要があります。

【施策の方向性】

- 子どもたちが豊かな人間性や志を持ち、たくましく生きる力を備えるため、スポーツや芸術などの文化体験活動、キャンプや自然観察などの自然体験活動、職場体験やボランティアなどの社会体験活動など、さまざまな学習機会や体験活動の充実に取り組んでいきます。

主な基本事業	主な取組
子どもの学習機会・体験活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種講座事業による学習機会・体験活動の提供 ・ 子ども会など子どもの体験活動を行う団体や地域への支援
子どものスポーツの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どものスポーツ活動の推進 ・ 親子スポーツ活動の推進 ・ 中学校部活動の地域移行の推進
歴史・文化に関する体験学習や、読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小・中学生を対象とする体験学習イベントなどの開催 ・ 子どもの読書活動の推進

成果指標内容	基準値	目標値
学校の授業以外で体験活動をしている子どもの割合	小学生 91.0% 中学生 89.0%	小学生 94.0% 中学生 93.0%
学校の体育以外で、スポーツをしている子どもの割合	57.4%	61.4%
歴史・文化に関する体験学習等に参加した子どもの数	3,736人	4,200人



基本施策⑩ 学校・家庭・地域の協働促進



【現状と課題】

- 核家族化の進行や地域での地縁的なつながりの希薄化などを背景に、悩みや孤立感を抱える保護者の増加が懸念されることから、地域社会全体で子どもを見守り、育む環境づくりが求められています。
- 学校と地域住民などが力を合わせて学校の運営に取り組むコミュニティ・スクール*と、地域住民などの参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う地域学校協働活動*を一体的に推進する必要があります。

【施策の方向性】

- 地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進に取り組みます。
- 地域で活動しているさまざまな団体と連携し、地域社会全体で子どもを見守り、育む環境づくりを推進します。

主な基本事業	主な取組
地域と学校の協働促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進
子ども・若者が安心して健全に成長できる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年指導員*や少年補導員*によるパトロールや啓発活動 ・ 通学路の見守り
放課後の居場所整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後児童クラブの運営体制整備、施設整備 ・ 放課後子ども教室の設置

成果指標内容	基準値	目標値
【再掲】子ども・若者が安心して過ごせる場がつけられていると思う市民の割合	44.6%	52.3%
コミュニティ・スクールによる地域連携教育活動数	109件	120件



4. ライフステージ別支援 青年期(高校生年代以上)

青年期の基本的な考え方

青年期は、心理的、社会的に発達し、成人へと移行していくための準備期間として、進学や就職に伴い新たな環境に適応し、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期となります。

また、人生でのさまざまなライフイベントが重なる時期でもあり、自らの価値観や生き方を確立しようとするが、同時に、社会的な役割や責任に対する不安なども感じる場合があります。

青年期の若者が、自らの適性などを理解した上で、職業や進学などのライフイベントで選択することができ、その決定が尊重されるような取組や、若者に対する相談支援などが求められます。

また、若者が、自らの意見を形成して表明することや、意見を表明しやすい環境づくりに努めていく必要があります。

基本施策と目指す姿

基本施策	目指す姿
① 次代を担う若者の育成	若者が安心して集い、悩みを打ち明け、交流できる場所がつけられるとともに、事件や事故に巻き込まれることなく、健やかに成長しています。
② 若者の就学・就労など自立に向けた支援の推進	若者が自らの適性などを理解した上で、職業や進学などのライフイベントで選択することができています。



基本施策⑪ 次代を担う若者の育成



【現状と課題】

- ・地域のつながりが希薄になるなか、次世代を担う若者が社会や地域に関心を持ち、社会の一員としての役割や責任等を自覚し主体的に行動する力を身につけることができるよう、地域のイベントや社会貢献活動など、若者が参画できる機会の提供を進める必要があります。
- ・子ども・若者への意見聴取で「居場所がある」と答えた若者の割合が低い状況となっています。若者に対する相談支援とともに、若者の居場所づくりが課題となっています。
- ・福岡県内では令和5年に大麻乱用で検挙された少年が過去最多となったほか、SNSに起因する非行や犯罪被害も後を絶たないなど、子ども・若者を取り巻く環境は依然として憂慮すべき状況にあります。非行防止活動や啓発活動による犯罪の未然防止・再発防止が求められています。

【施策の方向性】

- ・地域社会のつながりのなかで次世代を担う若者が生まれ、成長することができるよう、関係機関との連携のもと、地域のイベントや社会貢献活動など、若者が参画できる機会づくりを進めるとともに、若者が安心して集い、悩みを打ち明け、交流できるような居場所づくりに取り組みます。
- ・若者が事件や事故に巻き込まれることなく、健やかに成長できるよう、地域と連携して若者が健全に成長できる環境づくりに継続して取り組みます。

主な基本事業	主な取組
若者の社会参加と居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 若者の社会参加、意見表明の機会づくり ・ 若者が主体となった居場所づくり
相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・ 若者の相談窓口の周知
若者が安心して健全に成長できる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校区内でのパトロールや市主催事業での見守り ・ 消費者トラブルの啓発

成果指標内容	基準値	目標値
子ども・若者の悩みに関する相談対応件数	478件	900件
少年の検挙・補導人数	18人	18人



基本施策⑫ 若者の就学・就労など自立に向けた支援の推進



【現状と課題】

- ・ 中高生の保護者へのアンケート調査では、「経済的な余裕がなく、生活に不安を感じる」と答えた保護者の割合が17.7%となっており、乳幼児や小学生の子どもを持つ世帯と比較して、高くなっています。経済的な状況にかかわらず、子どもの進学希望をかなえられるような支援が求められます。
- ・ こども大綱では、ひきこもり、家族観の変化といった家庭をめぐる課題や、ニートなどの就業をめぐる課題が指摘されています。困難を抱える若者に寄り添いながら、就労に向けた準備支援を行うことが必要となっています。

【施策の方向性】

- ・ 学業に意欲・関心があるものの、経済的な理由で就学・修学が難しい若者に対して、奨学資金の貸し出しなどの支援を行います。
- ・ 就労に悩む若者に対し、相談機関の紹介や情報提供を行うなどして、若者が自信を持って社会で生きていくことができるように支援を行います。

主な基本事業	主な取組
就学や技能習得に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奨学資金などの貸出
就労に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用、就労対策の推進 ・ 暮らしの困りごと相談などによる自立・就労・就労準備支援やひきこもりなどへの相談支援の充実

成果指標内容	基準値	目標値
支援が必要な若者に対する奨学資金貸与割合	100%	100%
暮らしの困りごと相談における就労準備支援の新規支援件数	2件	10件

5. 子育て当事者への支援

子育て当事者への支援の基本的な考え方

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など家庭をめぐる環境が変化している中で、祖父母や近隣の人から、子育ての助言や支援、協力を得ることが難しい状況です。また、少子化が進行する中で、子ども・若者にとって、乳幼児と触れ合う機会が減少しているとの指摘もあります。

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、子どもに向き合えるようにすることが、子ども・若者の健やかな成長のために重要となることから、子育てや教育に関する経済的負担の軽減、家庭教育支援、共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大、ひとり親家庭への支援などに取り組んでいきます。

基本施策と目指す姿

基本施策	目指す姿
⑬ 子育て世代にやさしい環境づくりと仕事と子育ての両立支援	子育てが楽しく、安心して子どもを産み育てることができています。
⑭ 経済的支援の充実	家庭環境や経済的事情による負担が軽減され、子どもを育てることができています。
⑮ ひとり親支援の充実	ひとり親家庭の子どもが適切な支援を受けながら、心身ともに健やかに育成されています。



基本施策⑬ 子育て世代にやさしい環境づくりと仕事と子育ての両立支援



【現状と課題】

- 子育て中の保護者にとって安心して子どもを産み育てることができ、子どもが毎日楽しく遊んだり学んだりできるまちにするためには、住まいや道路、公共施設などの生活環境の整備も重要な課題です。バリアフリーやユニバーサルデザインなどの考え方を取り入れて、子育て家庭にも配慮した、すべての人にやさしいまちづくりを進める必要があります。
- 乳幼児の保護者へのアンケートで、子どもを遊ばせる場所がない、歩道や信号・街灯の不足などの回答が多く、自由記述でも、公園の整備を望む声が多く挙がっています。
- 共働き世帯が増加する中、男女がともに仕事と家庭を両立し、安心して働き続けられる環境を整備することが求められています。子育ての時間を夫婦で適切にシェアするとともに、就労しやすい環境づくりなどによって、子育て家庭の働き方の見直しに向けた啓発や取組を進めていくことが必要となります。

【施策の方向性】

- 子どもやその保護者など、すべての人が安心して外出できるよう、道路や公園、公共施設等の環境の整備に取り組みます。
- 安心して子育てと仕事を両立し、ワーク・ライフ・バランスの実現ができるよう、保護者の就労を支援する子育て支援サービスや保育環境の充実、男女共同参画の視点に立った施策の推進に努めます。

主な基本事業	主な取組
子育て世帯にやさしい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> 公園の整備 安全な道路交通環境の整備
仕事と子育ての両立支援	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援サービスや保育環境の充実 男女共同参画の視点に立った施策の推進

成果指標内容	基準値	目標値
子育てが楽しいと思う保護者の割合	94.4%	95.0%
公園に関する満足度	68.2%	71.0%
男女があらゆる分野で平等に参画できていると思う市民の割合	15.5%	25.0%



基本施策⑭ 経済的支援の充実



【現状と課題】

- 国のこども大綱では、子育てにかかる経済的な負担が理想の子ども数を持ってない大きな理由の一つとなっているとの声があるとされています。
- 本市でも、中高生の保護者へのアンケートの結果として、他の世代と比較して経済的な悩みを持つ保護者割合が高くなっていることなどを踏まえ、国、県など関係機関とともに、子育てや教育に関する経済的負担の軽減に努めていく必要があります。

【施策の方向性】

- 幼児教育・保育の無償化をはじめ、就学援助制度や子ども医療費などの助成により、子育てにかかる保護者の負担の軽減を行います。
- 出産・子育て応援給付金や、高校生年代までを対象とする児童手当などにより、保護者への経済的支援を行います。

主な基本事業	主な取組
保護者負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・出産育児一時金による出産費用などの補償 ・幼児教育・保育の無償化による給付 ・就学援助制度による学用品費や給食費などの援助 ・子ども医療費などの助成 ・奨学資金の貸与
子育て家庭への手当などの支給	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦のための支援給付金の支給 ・児童手当の支給

成果指標内容	基準値	目標値
子育てに関する経済的不安がある保護者の割合	69.9%	65.7%

基本施策⑮ ひとり親支援の充実



【現状と課題】

- 国民生活基礎調査によると、我が国のひとり親世帯の相対的貧困率は、令和3年時点で44.5%となっており、国民全体の相対的貧困率15.4%や子どもがいる現役世帯の貧困率10.6%などと比較して、非常に高い状況にあります。
- 本市のひとり親世帯数は平成27年度以降横ばいで推移していますが、子育てと生計の維持を一人で担うひとり親世帯は、貧困状態に陥るリスクが高いことから、支援を充実させる必要があります。

【施策の方向性】

- ひとり親家庭が抱えるさまざまな課題や個別ニーズに対応するため、相談に応じて必要な制度を案内するとともに、こども家庭センターなど適切な関係機関につなぐ連携支援を行います。
- 養育費確保の支援や児童扶養手当などによる経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援などに取り組んでいきます。

主な基本事業	主な取組
ひとり親世帯への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養育費確保の支援 ・ 児童扶養手当、ひとり親家庭等医療による経済支援 ・ 母子福祉資金の貸付け ・ 日常生活支援による生活援助、保育サービスの提供 ・ 自立支援給付金による雇用の安定と就職の促進

成果指標内容	基準値	目標値
養育費確保支援事業の支給人数	8人	10人
母子家庭等自立支援事業の給付人数	16人	21人

第5章

子ども・子育て支援サービス

第5章

子ども・子育て支援サービス

1 量の見込みの算出

子ども・子育て支援事業計画では、アンケート調査などから把握した地域のニーズをもとに、将来、保育所や幼稚園などの事業、子育て支援のためのサービスがどの程度必要になるのかを推計し、量の見込み（潜在的なニーズ量を含む）を計算しました。

量の見込みと現在提供できているサービスなど確保の方策を比較し、不足している場合は計画期間の5年間で必要量を整備します。

1 量の見込みの計算方法

量の見込みは幼稚園、保育所などの項目ごとに、アンケート調査からそれぞれの利用意向率を算出し、将来の子どもの人口推計（推計児童数）を掛け合わせて計算を行いました。

2 量の見込みの考え方

本市の量の見込みは基本的に国の手引きに準じて計算を行っていますが、本来必要なサービスの供給量や現実との乖離を分析し、より正確性の高いものにするため、合理的な条件の基で補正を行うなど、以下の4つの手法を用いて算出しています。

① 国の手引きに準じた算出

国の手引きに算出方法が明記されている事業は、原則としてその算出方法に従って量の見込みを算出します。

② 国の手引きの算出式を補正

国の手引きに算出方法が明記されている事業のうち、算出結果が実績値と大きく乖離している場合は、国の手引きの趣旨に反しない範囲内で、地域の実績に合うように算出式を補正することで対応しました。

③ 算出式を用いず算定

利用者支援事業など、国の手引きでも箇所数をもって量の見込みとしている事業は、特段の計算式を用いずに量の見込みを算出しました。

④ 過去の実績に基づいて算出

事業毎に過去の実績の推移や事業に関係するデータの推移、人口推計などを考慮して量の見込みを算出しました。



2 教育・保育提供区域の設定

本市では、生活圏がおおむね市内全体に及んでいること、保護者の通勤経路や生活圏を踏まえた施設整備がなされており大きな偏りが見られないこと、施設利用者のニーズに合わせた柔軟な対応ができるようにするためなどの理由から、市全体を一つの提供区域と考え、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の方策を記載します。

図表 本市の教育・保育提供区域

区分 / 施設・事業名		区 域
教育・保育	教育・保育施設	認定こども園・幼稚園・保育所(園)
	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
地域子ども・子育て支援事業	(1)利用者支援事業、地域子育て相談機関 (2)地域子育て支援拠点事業 (3)妊婦等包括相談支援事業 (4)妊婦健康診査事業 (5)乳児家庭全戸訪問事業(赤ちゃん訪問) (6)産後ケア事業 (7)子育て世帯訪問支援事業 (8)養育支援訪問事業 (9)子育て短期支援事業(ショートステイ) (10)時間外保育事業(延長保育) (11)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) (12)一時預かり事業 (13)ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業) (14)病児保育事業 (15)児童育成支援拠点事業 (16)放課後児童クラブ (17)実費徴収に係る補足給付を行う事業 (18)多様な事業者の参入促進・能力活用事業 (19)子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	市全域

3 教育・保育施設の充実

1 教育・保育施設の確保の方策の考え方

子ども・子育て支援法に基づき、量の見込みに応じた確保の方策を設定しています。

市内の住宅開発などの理由により、子どもの人数が変動する場合などには、必要に応じて見直しを行います。量の見込みが施設利用定員数などの供給可能量を上回る場合には、令和7年度から令和11年度までの5年間で計画的に対策に取り組んでいきます。

2 認定区分について

子ども・子育て支援新制度では、希望する教育・保育施設を利用するために、それぞれの事由や時間に応じて、市から保育の必要性の認定を受けた上で申し込みをします。

認定には、次の図表のとおり3つの区分があります。

図表 本市の認定区分

認定区分	対象者(子ども)	利用施設
1号認定	満3歳以上～小学校就学前の子どもで、教育を希望する場合	認定こども園 幼稚園など
2号認定	満3歳以上～小学校就学前の子どもで、「保育の必要な事由」に該当し、保育所などでの保育を希望する場合	認定こども園 保育所など
3号認定	満3歳未満の子どもで、「保育の必要な事由」に該当し、保育所などでの保育を希望する場合	認定こども園 保育所など

3 量の見込みと確保の方策の読み方

教育・保育分野の事業では、認定区分(1号・2号・3号)ごとに量の見込みと確保の方策を明示します。2号認定に関しては、幼稚園を希望する人(2号認定Ⅰ)とそれ以外(2号認定Ⅱ)、3号認定に関しては0歳児、1歳児、2歳児で分けて設定します。



4 教育・保育施設の事業計画(保育所・幼稚園・認定こども園など)

1 教育施設(幼稚園・認定こども園)

1号認定は、幼稚園や認定こども園を利用することができます。

2号認定は保育所や認定こども園を利用しますが、保護者の教育的ニーズが強いなどの理由から幼稚園を希望する場合は、「2号認定Ⅰ」(幼稚園の希望が強いとされるもの)として量の見込みに算入しています。

(人)※年間実人数

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	963	959	949	940	930
1号	873	869	860	852	843
2号Ⅰ	90	90	89	88	87
供給可能な量	1,719	1,719	1,718	1,717	1,716
過不足	756	760	769	777	786

確保の方策

量の見込みは施設利用定員以下に収まっており、令和11年度まで供給可能となっています。

2

保育施設(保育所・認定こども園など)

2号Ⅱや3号認定は、保育所や認定こども園などを利用することができます。

2号Ⅱは、2号認定から2号Ⅰ(幼稚園の希望が強いとされるもの)の子どもを除いたものとなります。

3号認定は、0歳、1歳、2歳で分けて量を見込みます。

(人)※年間実人数

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,627	2,548	2,452	2,349	2,250
2号Ⅱ	1,492	1,482	1,486	1,408	1,333
3号(0歳)	127	123	120	117	114
3号(1歳)	510	426	415	404	394
3号(2歳)	498	517	431	420	409
供給可能な量	3,152	3,152	3,152	3,152	3,152
2号Ⅱ	1,674	1,674	1,674	1,674	1,674
3号(0歳)	382	382	382	382	382
3号(1歳)	508	508	508	508	508
3号(2歳)	588	588	588	588	588
過不足	525	604	700	803	902
2号Ⅱ	182	192	188	266	341
3号(0歳)	255	259	262	265	268
3号(1歳)	-2	82	93	104	114
3号(2歳)	90	71	157	168	179

確保の方策

認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、届出保育施設(企業主導型保育施設を含む)などにより、令和11年度まで、おおむね量の見込みを上回る供給が可能です。

引き続き、保育士の処遇改善の取組などにより、認可保育所を中心に供給を確保できるように努めていきます。



5 地域子ども・子育て支援事業の事業計画

1 利用者支援事業、地域子育て相談機関

利用者支援事業とは、子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉などの関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供など必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携などを行うものです。

令和6年度からこども家庭センター型を開始したことにより、児童福祉と母子保健の一体的な相談・支援の充実を図り、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制の充実に努めています。

また、地域子育て相談機関とは、全ての子育て世帯や子どもが身近な地域で相談することができる相談機関です。

年 度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	基本型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
供給可能な量		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
量の見込み	こども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
供給可能な量		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
量の見込み	地域子育て相談機関	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
供給可能な量		3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

確保の方策

地域子育て相談機関として、利用者支援事業の基本型1か所と地域子育て支援拠点2か所の計3か所を位置づけ、こども家庭センターと連携しながら、相談支援体制の充実に努めていきます。

2 地域子育て支援拠点事業

子育て中の保護者の孤独感や不安感などを緩和するため、乳幼児とその保護者同士の交流の場を提供する他、子育ての相談、情報提供、助言、子育て支援に関する講習などを行う事業です。

(回) ※月当たり延べ利用回数

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	678	674	668	662	656
供給可能な量	678 2か所	674 2か所	668 2か所	662 2か所	656 2か所
過不足	0	0	0	0	0

確保の方策

市内2か所に拠点を設けており、令和11年度まで供給可能となっています。今後も、地域での子育て支援拠点の更なる充実に努めていきます。

3 妊婦等包括相談支援事業

全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整備するため、妊婦や配偶者などに対して面談などを実施し、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じた伴走型相談支援を行います。

(回)※年間延べ利用回数

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,514	2,499	2,478	2,457	2,436
供給可能な量	2,514	2,499	2,478	2,457	2,436
過不足	0	0	0	0	0

確保の方策

1組当たり3回程度の面談(妊娠届出時、妊娠8カ月ごろ、出生時など)を見込み、保健師、助産師などで面談などの対応を行います。

4 妊婦健康診査事業

妊婦の健康管理の充実と経済的な負担を軽減するために、妊婦健康診査補助券14回分(多胎妊婦は19回分)を配布し、妊婦健康診査の費用の一部を助成します。

また、県外での妊婦健康診査で補助券の使用ができない場合は、妊婦健康診査にかかった費用を限度額の範囲内で助成します。

年 度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	対象者実人数	838	833	826	819	812
	健診回数	10,520	10,457	10,369	10,282	10,194
供給可能な量(健診回数)		10,520	10,457	10,369	10,282	10,194
過不足		0	0	0	0	0

確保の方策

各県医師会に委託することにより、今後も、福岡県、大分県、佐賀県所在全ての産科医療機関で助成が受けられるようにしていきます。



5 乳児家庭全戸訪問事業(赤ちゃん訪問)

生後4ヶ月までの赤ちゃんがいる全ての家庭に訪問指導員による家庭訪問を行います。母子の心身の健康状態の把握を行うとともに、さまざまな不安や悩みを聞き、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結び付けることにより、地域の中で子どもが健やかに育つよう支援します。

(人)※年間実人数

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	838	833	826	819	812
供給可能な量	838	833	826	819	812
過不足	0	0	0	0	0

確保の方策

引き続き、保健師、助産師などにより、家庭訪問を行っていきます。

6 産後ケア事業

産婦や生後1年未満の赤ちゃんがいる家庭に対して、宿泊・通所(デイサービス・母乳育児相談)、訪問などにより、心身の回復やリフレッシュを促し、安心して育児ができるようサポートします。

(人)※年間延べ利用者数

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,749	1,739	1,724	1,709	1,695
供給可能な量	1,749	1,739	1,724	1,709	1,695
過不足	0	0	0	0	0

確保の方策

家庭訪問に加えて、通所型、宿泊型サービスを追加するものとし、1家庭当たり平均4日程度の利用を見込みます。県内の関係機関と連携して、自宅や身近な医療機関・助産院などで支援を受けられる体制を整えていきます。

7 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育てなどに不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどがある家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、ホームヘルパーの派遣により家事・子育てなどの支援を行うことで家庭や養育環境を整え、虐待リスクなどの高まりを未然に防ぐ事業です。

(人)※年間延べ利用者数

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,037	1,035	1,025	1,016	1,006
供給可能な量	1,037	1,035	1,025	1,016	1,006
過不足	0	0	0	0	0

確保の方策

18歳未満の子どもがいる支援を必要とする家庭を対象とし、1家庭当たり平均8日程度の利用を見込み、委託事業者を確保していきます。

8 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業などにより、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師や助産師などがその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言などを行うことにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。

(人)※年間実人数

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	10	10	10	10	10
供給可能な量	10	10	10	10	10
過不足	0	0	0	0	0

確保の方策

乳児家庭全戸訪問事業などを通して、地域から孤立し、自ら相談することが困難な家庭を早期に把握していきます。



9 子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、出張、公的行事への参加などにより、子どもを養育することが一時的に困難になった場合に、児童福祉施設などで養育する事業です。

(人)※年間延べ利用者数

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	72	72	71	70	70
供給可能な量	72 4か所	72 4か所	71 4か所	70 4か所	70 4か所
過不足	0	0	0	0	0

確保の方策

18歳未満の子どもを対象とし、4か所の児童福祉施設などで受け入れを行うことで、令和11年度まで供給可能となっています。今後は、子どものみの入所に加え、親子入所を拡充するなど、子育てに負担感を持つ親の一時的な休息(レスパイト・ケア)への対応を進めていきます。

10 時間外保育事業(延長保育)

就労と育児の両立支援の推進や、保育を必要とする子どもの福祉の向上を図るため、保育認定を受けた乳幼児について、認定こども園、保育所などの通常の開所時間以外の時間帯で、保育を実施する事業です。

(人)※年間実人数

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	517	514	510	505	500
供給可能な量	517 18か所	514 18か所	510 18か所	505 18か所	500 18か所
過不足	0	0	0	0	0

確保の方策

市内全ての認可保育所などで延長保育を実施しており、令和11年度まで供給可能となっています。

11 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、保育所などに通園していない0歳6カ月から3歳未満の子どもについて、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず利用可能な通園制度です。

本市では令和8年度から事業を開始するものとし、待機児童解消を図りつつ、受け入れ可能な施設数を確保していきます。量の見込みについては、令和8年度の間見直しで改めて算定するものとします。

12 一時預かり事業

保護者の育児に伴う心理的・身体的負担の解消などのため、家庭で保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について、主に昼間に認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所で預かる事業です。

① 一時預かり(幼稚園)

幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するために、希望のあった在園児を対象として、幼稚園の教育時間の終了後に引き続き預かる事業です。

(人)※年間延べ利用者数

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	31,853	31,699	31,379	31,059	30,740
供給可能な量	31,853	31,699	31,379	31,059	30,740
過不足	0	0	0	0	0

確保の方策

幼稚園在園児を対象とした一時預かり(延長保育)は、市内8か所の幼稚園で実施しており、令和11年度まで供給可能となっています。

② 一時預かり(その他)

保護者の勤務や事情により、子どもを一時的に保育所などで預かる事業です。本市では、週3日(緊急的な場合は15日)を限度に預かり事業を実施しています。

(人)※年間延べ利用者数

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	5,405	5,375	5,323	5,272	5,220
供給可能な量	13,500 3か所	13,500 3か所	13,500 3か所	13,500 3か所	13,500 3か所
過不足	8,095	8,125	8,177	8,228	8,280

確保の方策

生後50日から就学前までの子どもを対象とし、公立保育所3か所で、それぞれ定員15人での受け入れを行っています。令和11年度まで供給可能となっています。



13 ファミリー・サポート・センター(子育て援助活動支援事業)

仕事と育児の両立に向けた地域での支援体制をつくるため、乳幼児や小学生の子どもがいる保護者などを会員として、子どもの預かりなどの援助を受けたい人と援助を行いたい人との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

(人)※年間延べ利用者数

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	928	923	914	905	895
供給可能な量	928	923	914	905	895
過不足	0	0	0	0	0

確保の方策

令和11年度まで供給可能となっています。

引き続き、利用の拡大に向けて、会員の増加に取り組んでいきます。

14 病児保育事業

保護者が安心して子育てできる環境を整えるため、病気または病気の回復期にある子どもで、病気が原因で集団保育や学校生活が難しい子どもを家庭で看病できない場合に一時的に保育する事業です。

(人)※年間延べ利用者数

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	690	687	680	673	666
供給可能な量	1,920	1,920	1,920	1,920	1,920
過不足	1,230	1,233	1,240	1,247	1,254

確保の方策

生後90日から小学生までの子どもを対象とし、市内2か所で、それぞれ定員4人での受け入れを行っています。令和11年度まで供給可能となっています。

15 児童育成支援拠点事業

児童虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図るため、家庭や学校に居場所のない子どもに対して居場所となる場を開設する事業です。子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路などの相談支援、食事の提供などの支援を行います。

(人)※年間実人数

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	36	36	36	36	35
供給可能な量	0	36	36	36	35
過不足	-36	0	0	0	0

確保の方策

令和8年度以降の実施に向け、こども家庭センターで、養育環境などに課題を抱える子どもに対して居場所などを提供する体制を検討していきます。

16 放課後児童クラブ

保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に適切な遊びおよび生活の場を与え、その健全な育成を図る事業です。

(人)※年間実人数

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,665	1,698	1,715	1,732	1,715
1年生	511	521	526	531	526
2年生	455	464	469	474	469
3年生	310	316	319	322	319
4年生	237	242	244	246	244
5年生	101	103	104	105	104
6年生	51	52	53	54	53
供給可能な量	1,665 24か所	1,698 24か所	1,715 24か所	1,732 24か所	1,715 24か所
過不足	0	0	0	0	0

確保の方策

市内の小学校全11校に放課後児童クラブを設置しており、令和11年度まで供給可能です。今後も小学校の余裕教室の活用などの施設整備を引き続き検討し、事業を行います。



17 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況などを勘案して、特定教育・保育などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用を助成する事業です。

実施状況

幼児教育・保育の無償化に伴い、未移行幼稚園の副食費に係る費用を実施しています。

確保の方策

保護者の世帯所得の状況などを勘案し必要な援助を行い、保護者の負担軽減を図ります。

18 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設などの設置または運営を促進するための事業です。

実施状況

地域ニーズに即した保育などの事業の充実を図るため、新規参入事業者に対する相談・助言などの支援を行います。

確保の方策

新規参入事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、事業運営や事業実施に関する相談・助言、各種手続きに関する支援などを行い、良質かつ適切な教育・保育などの提供体制の確保を図ります。

19 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

筑紫地区5市および筑紫医師会をはじめとする関係機関・団体で構成する「筑紫子ども虐待防止連絡協議会」による広域的なネットワークと、本市を中心とした関係機関・団体で構成する「筑紫野市要保護児童対策地域協議会」の2つのネットワークを活用し、児童虐待防止のための取組を推進しています。また、児童虐待を未然に防ぐために地域との連携強化を図っていきます。今後は、更なる強化を図るため、必要に応じた対策を講じます。

6

子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の 一体的提供やその推進体制の確保

幼児期の教育・保育は、子どもの人格を形成するうえで基礎となる重要なものです。子どもの最善の利益を第一に考えながら、質の高い教育・保育の提供を行うことを目的とし、教育・保育の一体的提供を推進します。

1 認定こども園の普及

子ども・子育て支援新制度では、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)が改正され、認定こども園制度の改善が行われました。認定こども園への移行や新規参入の申請が行われた場合は、申請状況などから、適切な対応を行います。

2 教育・保育の一体的な提供の推進

保育所での教育機能の充実を図るとともに、就学へのスムーズな移行を行い、質の高い教育と保育の一体的な提供を推進します。

3 教育・保育の「質の向上」に向けた取組

新制度では、質の高い教育・保育を総合的に提供することとされており、その実現にあたっては、教育・保育事業の確保と従業者全体のさらなる質の向上を図るための取組を両輪で進める必要があります。

本市では、幼稚園、保育所、認定こども園および小学校職員の研修会などにより、共通理解を図るとともに、職員の交流などを通じて、幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続の推進を図ります。また、教育・保育は、人材確保が重要な基盤となります。質の高い教育・保育を提供するため、処遇改善をはじめとする取組などにより、保育士などの安定的な確保に努めます。



7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や子育てにかかる経済的な負担軽減の観点から、令和元年10月に「幼児教育・保育の無償化」が開始されました。

1 子育てのための施設等利用給付の適切な実施

総合的な少子化対策を推進する一環として、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、「子育てのための施設等利用給付」を実施しています。

子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であり、かつ、市町村の確認を受けた施設(以下「特定子ども・子育て支援施設等」という。)が対象となり、特定子ども・子育て支援施設等を利用する3歳から5歳までの子どもおよび0歳から2歳までの住民税非課税世帯で保育の必要性がある子どもの利用料を無償化しています。

子育てのための施設等利用給付の実施に当たっては、適正な支給を確保し、保護者の経済的負担の軽減や利便性などを勘案しつつ、特定子ども・子育て支援施設等と連携し、適切に実施します。

2 都道府県との連携

特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督などの法に基づく事務の執行や権限の行使など、都道府県に対し、施設などの所在、運営状況、監督状況などの情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導などの協力を要請することができることを踏まえ、都道府県と連携し適切に実施します。

1 産後の休業および育児休業での特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

育児休業満了時からの特定教育・保育施設の利用または特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要であることに留意しつつ、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援など、必要な支援を行います。

2 子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する都道府県との連携

児童虐待防止対策、ひとり親家庭の自立支援の推進、障がい児施策などについて、都道府県と連携を図り、各種施策を実施します。

① 児童虐待防止対策の充実

児童虐待、家庭での子どもの養育、子どもを取り巻く家庭の人間関係などさまざまな問題に対して、こども家庭センターを中心に、筑紫野市要保護児童対策地域協議会などの関係機関との連携により、困難を抱える児童の早期発見および児童虐待の予防的支援を行っていきます。

② ひとり親家庭の自立支援推進

ひとり親家庭の自立支援は、各種事業の利用に際して配慮などの各種支援策を推進するほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針およびこれに即して都道府県などが策定する母子家庭および寡婦自立促進計画などの定めるところにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保および経済的支援策を4本柱として総合的な自立支援を推進します。

③ 障がい児施策の充実

特別な支援が必要な子どもの療育・保育・教育に当たっては、県の発達障がい者支援センターをはじめ、関係する医療・健康・福祉・教育などの専門機関との連携を強化し、切れ目のない支援を行える環境を整えます。

④ 外国にルーツを持つ子どもへの支援

国際化の進展に伴い、外国にルーツを持つ子どもが増えています。平成31年4月に外国人労働者の受け入れを拡大する改正入管法（出入国管理及び難民認定法および法務省設置法の一部を改正する法律）が施行され、今後も外国にルーツを持つ子どもの増加傾向は断続するものと考えられます。

必要に応じて外国にルーツを持つ子どもに使用可能な言語に配慮した案内を行うなど、それぞれの事情に応じた丁寧な支援に努めます。

第6章

計画の推進体制

第6章

計画の推進体制

1 市・事業主・国民の責務

令和5年4月に施行されたこども基本法は、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、基本理念や基本となる事項を定め、国の責務等を明らかにし、総合的に推進することを目的としています。

地方公共団体の責務や、事業主、国民の努力について次のように定めています。

地方公共団体の責務

こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する。

事業主の努力

雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

国民の努力

こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施することも施策に協力するよう努めるものとする。

2 計画の推進に向けた役割

本計画を着実に推進するためには、法で定める責務を果たすだけでなく、市民一人ひとりが、地域全体で子ども・若者がいる家庭への支援の必要性などについて深く理解し、自らの問題として主体的に取り組む必要があります。

そのため、県や市はもとより、家庭や地域、保育所、幼稚園、学校、企業などがその機能に応じた役割を果たすとともに、相互に連携していくことが求められています。

1 行政の役割

子育て支援の重要な役割を担う個々の施策は、それぞれの担当部局が主体的に実施していく必要があります。



ます。この計画に基づき様々な施策を行政が主体となり、各関係機関と連携を図り、総合的かつ計画的に推進します。

また、子どもおよびその保護者が、必要とするサービスを円滑に利用できるよう、必要な支援を行うとともに、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、提供体制の確保に努めます。

2 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、家庭が子どもの人格育成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識することが必要です。この認識に基づき、豊かな愛情あふれる子育てが次代に繋がるよう、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、家庭において女性だけが子育てを負担することがないように、男女が協力して子育てを進めることが重要です。

さらに、市民一人ひとりには地域を構成する一員であるという自覚を持ち、できる範囲で地域における子育て支援活動に参画するよう促します。

3 地域社会の役割

子どもは地域社会の中で社会性を身につけて成長していくことから、地域社会は、家庭環境、心身の障がいの有無、国籍などにかかわらず、すべての子どもが、地域の人々との交流を通して健全に成長できるようにサポートすることが必要です。

行政だけではなく、NPO・NGO、ボランティア団体、民生委員・児童委員、地域住民などの多様な主体の参画の下で、それぞれの地域が有する資源を最大限に活用しながら、子ども・子育て世帯を地域全体で支えるための取組を促進していくことが重要です。

また、子どもおよびその保護者が、積極的に地域活動に参加するよう促します。

4 企業・職場の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれるような多様な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や固定的な差別役割分担意識等を解消し、働きやすい職場環境をつくることが重要です。

このため、企業・職場自体が、そのような職場環境をつくるよう努力するとともに、働く人がそのような認識を深めることが大切です。

また、企業における社会貢献の一環として、それぞれの企業が持つノウハウを活かしながら地域活動に参画するよう促します。

3 計画の推進に向けた連携

本計画の実現に向けては、次に掲げる相互の連携を図り、総合的な体制の下に各種取組を推進することを目指します。

1 庁内関係部局間の連携

本計画の内容は多岐にわたり、様々な部署の事業が含まれていることから、関係部局と緊密な連携をとりながら事業を推進します。

また、福祉分野においては、8050問題*やヤングケアラー、育児と介護のダブルケア*など既存の制度では対応が困難であり、制度の狭間に落ちてしまうような複雑化・複合化した課題を抱える世帯が増えつつあります。市民の多様な支援ニーズに対応し、世代や属性を問わない包括的な支援を行うため、重層的支援体制整備事業*に取り組みます。

2 市内における関係者の連携

質の高い教育・保育および地域子ども・子育て支援事業を実施するため、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者、その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携しながら、地域の実情に応じた基盤整備を行います。

また、企業や NPO・NGO、ボランティア団体、民生委員・児童委員、地域コミュニティなどの多様な主体と連携を図り、子ども・子育て世帯を地域全体で支えるための取組を推進します。

3 国・県および近隣市町村との連携

本計画の総合的かつ効率的な推進を図るため、国・県との恒常的な情報交換と必要な支援を受けることで、円滑な事業展開を推進します。

また、子ども・子育て支援の実施にあたり、地域の資源を有効に活用するため、必要に応じて近隣市町村と連携、協働して事業を実施するなどの広域的取組を推進することが必要となります。住民が希望するサービスを利用できるよう、近隣市町村と連携を図り、迅速な対応ができる体制づくりを行います。



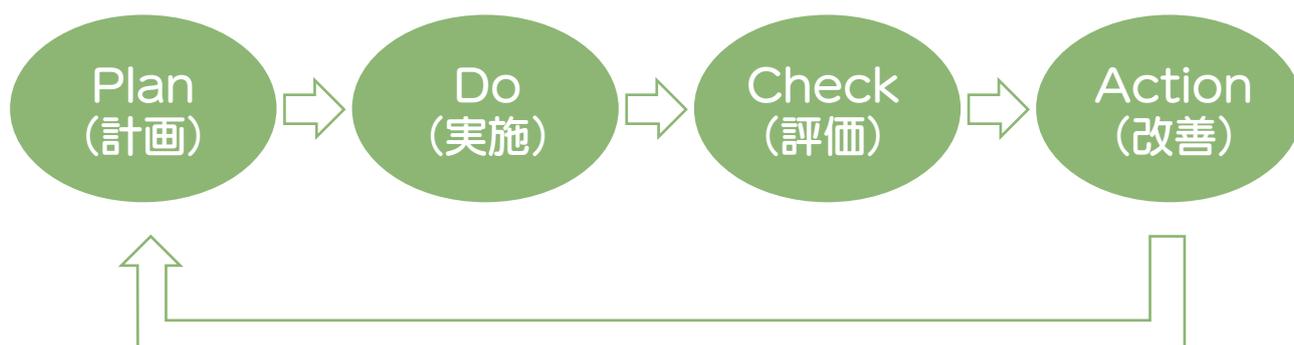
4 子ども・子育て会議による点検

子ども・子育て会議は、こども計画の推進にあたり、諮問機関として位置付けられています。計画に関して、毎年の量の見込みの達成状況などを把握、点検し、計画達成に向けた必要な意見や助言をします。

5 計画の進捗管理

本計画に基づく施策を総合的・計画的に推進するためには、計画の進捗状況について、定期的に調査・把握し、達成状況を確認し、評価をする必要があります。

そのため、年度ごとに計画の進捗状況を取りまとめ、実施状況を把握、評価するPDCAサイクルに基づき、計画の着実な推進を目指します。



第7章

資料編

第7章

資料編

1 計画策定の経緯

期日	内容
令和5年8月29日	令和5年度第1回筑紫野市子ども・子育て会議
令和6年1月～2月	市民アンケート
令和6年2月28日	令和5年度第2回筑紫野市子ども・子育て会議
令和6年6月19日	令和6年度第1回筑紫野市次世代育成支援対策行動計画策定推進委員会*
令和6年7月8日	令和6年度第1回専門部会
令和6年7月16日	令和6年度第1回筑紫野市子ども・子育て会議
令和6年8月6日	令和6年度第2回専門部会
令和6年9月13日	令和6年度第2回筑紫野市次世代育成支援対策行動計画策定推進委員会
令和6年9月	子ども・若者からの意見聴取
令和6年9月24日	令和6年度第2回筑紫野市子ども・子育て会議
令和6年10月11日	令和6年度第3回専門部会
令和6年10月	関係課ヒアリング
令和6年11月6日	令和6年度第3回筑紫野市次世代育成支援対策行動計画策定推進委員会
令和6年12月23日	令和6年度第3回筑紫野市子ども・子育て会議
令和7年1月～2月	「筑紫野市こども計画(案)」パブリック・コメント実施
令和7年1月16日	筑紫野市子ども・子育て会議からの答申



2 筑紫野市子ども・子育て会議条例

○筑紫野市子ども・子育て会議条例

(平成25年9月20日条例第27号)

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項及び次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号。以下「推進法」という。)第21条第1項の規定に基づき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関として筑紫野市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 法第72条第1項各号に掲げる事務
- (2) 推進法第8条第1項に規定する行動計画策定に関する事務のうち次に掲げる事項
 - ア 筑紫野市次世代育成支援対策行動計画の策定に関すること。
 - イ 筑紫野市次世代育成支援対策行動計画に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関すること。
 - ウ 次世代育成支援対策の推進に関し必要な措置の協議に関すること。
- (3) 筑紫野市子ども条例(平成22年筑紫野市条例第19号)第10条第4項及び第23条第2項に掲げる事務。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 子育て会議の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 福祉、保健・医療又は教育等子育て支援に関係する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任時間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 子育て会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外のものの出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 子育て会議に、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 5 部会の会議は、部会長が招集する。
- 6 部会長は、部会の会議の議長となる。
- 7 部会長が必要と認めるときは、部会の会議に委員以外のものの出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員には、筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例(昭和30年筑紫野市条例第22号)で定めるところにより報酬を支給する。

- 2 委員には、筑紫野市職員等の旅費に関する条例(平成3年筑紫野市条例第37号)で定めるところにより費用弁償を支給する。
- 3 委員以外のものには、証人等の実費弁償に関する条例(平成3年筑紫野市条例第29号)で定めるところにより実費弁償を支給する。

(庶務)

第9条 子育て会議の庶務は、こども部こども政策課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(筑紫野市保育運営審議会条例の廃止)
- 2 筑紫野市保育運営審議会条例(昭和59年筑紫野市条例第1号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(筑紫野市次世代育成支援対策地域協議会設置条例の廃止)
- 2 筑紫野市次世代育成支援対策地域協議会設置条例(平成16年筑紫野市条例第19号)は、廃止する。

附 則(令和5年3月20日条例第10号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年12月27日条例第30号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



3 筑紫野市子ども・子育て会議委員名簿

任期:令和6年6月1日~令和8年5月31日

	選出区分	氏名	備考
1	大学等の教授等	大西 良	筑紫女学園大学 准教授
2	幼稚園長会	秦 昭宏	筑紫野中央幼稚園 園長代理
3	社会福祉協議会	染原 真由美	筑紫野市社会福祉協議会 地域福祉課 参事
4	小学校校長会	日高 道子	吉木小学校 校長
5	小学校PTA	永吉 昭	山口小学校PTA 会長
6	中学校校長会	石橋 健一郎	筑紫野南中学校 校長
7	保育所・園長会	北原 和子	いきいきほいくえん 園長
8	保育所保護者会	笠 亜矢子	京町保育所保護者会 会長
9	筑紫野市児童クラブ 保護者会等	佐々木 基成	NPO法人ちくしっ子ネットワーク 専務理事
10	民生委員・児童委員	樂満 智美	民生委員児童委員連合会 主任児童委員
11	部落解放同盟 筑紫地区協議会	武富 友美	部落解放同盟筑紫地区協議会 事務局

4 筑紫野市子ども条例

○筑紫野市子ども条例

(平成22年3月30日条例第19号)

(改正 平成27年3月30日条例第9号)

目次

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 人間として大切な子どもの権利(第5条—第9条)

第3章 子どもにやさしいまちづくりの推進(第10条—第16条)

第4章 子どもの権利侵害に関する相談、救済及び回復支援(第17条—第22条)

第5章 子どもの権利の保障状況の検証(第23条)

第6章 雑則(第24条)

附則

子どもは、今を生きる一人の人間として、かけがえのない存在です。

子どもには、人間として健やかに生きていくための当然の権利があります。

また、子どもたちは、筑紫野市を引き継ぎ、未来へとつないでいく役割を担う存在でもあります。

自立し、互いを尊重しあい、責任ある社会の一員となることができるように、子どもが成長・発達をしていくためには、子どもの最善の利益が保障されることによって、未来を切り開いていく生きる力を高めることが保障されなければなりません。

子どもは、子どもが持つ権利を学び、感じたこと、考えたことを自由に表明し、自分に関わることに参加することができるように支援されることで、自分が大切にされていることを実感し、自分と同じように他の人も大切にしなければならないことを学びます。そのことは、子どもが自分の育った市や地域に親しみを持つことになり、持続するまちづくりにもつながります。

大人は、子どもの気持ちを十分に受け止め、子どもの最善の利益のために子どもが直面することについて一緒に考え、適切な指導や助言を行う等子どもの個々の状況に応じた支援をしていかなければなりません。

虐待、いじめ、不登校等子どもを取り巻く多くの問題は、個人や家族の努力のみで解決することは非常に難しくなっています。子どもを支援する大人への支援も必要です。家庭や施設での子育てを支援する仕組み、子どもの権利が侵害されたときの相談及び救済の仕組み、状況の変化に対応することができるように具体的な施策と実践を検証し、修正する仕組みも必要です。

筑紫野市は人権と平和を尊重するまちであり、児童の権利に関する条約に示された子どもの権利も尊重されるまちでなければなりません。

私たちは、子どもの権利を尊重することが、未来を担う子どもの生きる力を育み、子どもと大人が共につくる豊かで平和な地域社会の形成につながるという考えを基に、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約(平成6年条約第2号)の理念に基づき、子どもが自らの意志で成長・発達をすること(以下「子育て」という。)の大切さを明確にするとともに、子どもの権利を保障するために子育て及び子育てを支援する仕組みと取組を明らかにすることになり、子どもが自分も他人も大切に、いきいきと過ごすことができるまちの実現を目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者、通勤する者、通学する者その他市内で活動する個人をいう。
- (2) 子ども 18歳未満の市民をいう。
- (3) 親 子どもの父母又は法定の保護者をいう。
- (4) 育ち学ぶ施設 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童福祉施設、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校その他子どもが使用する施設をいう。
- (5) 事業者 市内において営利又は非営利を問わず事業を行うものをいう。
- (6) 権利 児童の権利に関する条約において認められる権利をいう。

(基本理念)

第3条 子どもの権利を尊重し、並びに子育て及び子育てを支えるまちづくりは、次に掲げる基本理念にのっとり進められなければならない。

- (1) 子どもの最善の利益が第一に考えられること。
- (2) 子ども一人ひとりが権利の主体として尊重されること。
- (3) 子どもの自尊感情が育まれるよう配慮されること。
- (4) 子どもの成長・発達に応じた支援がなされること。
- (5) 子どもと大人との信頼関係を基に地域社会全体で推進されること。

(親等の責務及び役割)

第4条 親は子どもの養育及び発達についての第一義的な責任を有する者として子どもの権利を尊重し、並びに子どもの個々の状況に応じた支援及び指導に努めなければならない。

- 2 市は、子どもの権利の保障及び子育て支援のための計画を策定し、及び推進するとともに、国及び他の地方公共団体、育ち学ぶ施設等と連携することにより、子どもの権利が保障されるように努めるものとする。
- 3 育ち学ぶ施設の設置者若しくは管理者又は職員(以下「育ち学ぶ施設の関係者」という。)においては、子どもの権利を尊重し、家庭及び地域と協力するとともに、子どもが自ら進んで学ぶことにより、成長・発達をしていくことができるよう支援及び指導に努めるものとする。
- 4 市民及び市内で活動を行う団体又は事業者は、子どもの権利を尊重し、地域活動等を通して子育て及び子育ての支援に努めるものとする。

第2章 人間として大切な子どもの権利

(子どもの大切な権利)

第5条 この章に規定する権利は、子どもにとってとりわけ大切なものとして特に保障されなければならない。

- 2 権利は、すべての子どもが有するものであり、権利の行使に当たっては、子どもの状況に応じて、必要な支援がなされなければならない。

(生きる権利)

第6条 子どもは、生きる権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが守られなければならない。

- (1) 生命が守られること。
- (2) 愛情及び理解をもって育まれること。
- (3) 健康に配慮され、休息及び適切な医療が保障され、及び成長にふさわしい生活ができること。
- (4) 平和及び安全な環境の中で生活ができること。

(育つ権利)

第7条 子どもは、育つ権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが守られなければならない。

- (1) 自分にとってふさわしいやり方で学ぶこと。
- (2) 自分に役立つ情報を知ること。
- (3) さまざまな文化、芸術及びスポーツに触れ楽しむこと。
- (4) 年齢及び活動意欲に応じて安心して遊ぶこと。
- (5) プライバシーが尊重されること。
- (6) 自分の考えを持つこと。
- (7) 個性及び他者との違いが認められ、人格が尊重されること。
- (8) 適切な指導及び助言を受けること。

(参加する権利)

第8条 子どもは、参加する権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが守られなければならない。

- (1) 自己表現又は自分に関する意見が尊重されること。
- (2) 子どもに関わる施設の運営に子どもの意見が生かされる機会があること。
- (3) 子どもであることにより、不当な扱いを受けないこと。
- (4) 仲間を作り、仲間と集うこと。
- (5) 社会に参加し、又は参画する機会があること。

(守られる権利)

第9条 子どもは、守られる権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが守られなければならない。

- (1) 身体的、精神的又は性的暴力を受け、又は放置されないこと。
- (2) あらゆる形態の差別を受けないこと。
- (3) 自分に関する情報が不当に収集され、又は利用されないこと。
- (4) あらゆる搾取から守られること。

第3章 子どもにやさしいまちづくりの推進

(子ども施策の行動計画と推進)

第10条 市は、子どもの権利の保障及び子育て支援等の子どもに関する施策(以下「子ども施策」という。)の推進に当たって、必要な対策を講じるよう努めるものとする。

2 市は、子どもの権利の保障に関わる市民の活動を支援し、及び連携を図るよう努めるものとする。

3 市は、子ども施策の推進に当たって総合的かつ計画的に図られるための行動計画を策定しなければ

ならない。

- 4 市は、行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、市民及び第23条に規定する筑紫野市子ども子育て会議の意見を聴くよう努めるものとする。
- 5 市は、行動計画を推進するため、必要な体制の整備を図らなければならない。

(子どもの権利に関する広報、学習及び研修)

第11条 市は、子どもの権利について市民の理解を深めるため、適切な手段によりその広報に努めるものとする。

- 2 市は、家庭教育、学校教育及び社会教育の中で、子どもの権利についての学習及び研修が推進されるよう必要な教育環境の整備に努めるものとする。
- 3 市は、人権施策及び人権教育の中に子どもの権利の内容を位置づけるものとする。
- 4 市は、育ち学ぶ施設の関係者、医師又は保健師等の子どもの権利の保障に職務上関係のある者に対し、子どもの権利についての理解がより深まるよう研修の機会を提供するよう努めるものとする。
- 5 市は、子ども自身による子どもの権利についての自主的な学習を支援するよう努めるものとする。

(子どもの参加)

- 第12条 市は、子どもがまちづくり等に意見を表明し、又は参加する機会を提供するよう努めるものとする。
- 2 市は、子どもが地域における活動に参加する機会を促進するよう、その方策の普及に努めるものとする。
 - 3 育ち学ぶ施設の設置者又は管理者は、子ども、親、職員その他の関係者が参加し、意見を述べあう機会を提供するよう努めるものとする。
 - 4 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの自治的な活動を奨励し、及び支援するよう努めるものとする。

(居場所づくり及び地域の支援)

- 第13条 市及び市民は、子どもが安全で安心することができる環境の中で、子ども自身が受け入れられ、主体性が育まれる居場所づくりに努めるものとする。
- 2 市は、居場所について考え方の普及及び居場所の充実に努めるものとする。
 - 3 市は、居場所の提供等の自主的な活動を行う市民及び関係団体との連携を図り、その支援に努めるものとする。
 - 4 市及び市民は、子ども同士の交流及び居場所づくりに当たって、障害がある場合等の特別な事情がある子どもに対して必要な情報が得られるよう配慮に努めるものとする。

(子育て支援)

- 第14条 育ち学ぶ施設の関係者及び保健、医療、児童福祉等の関係者は、子どもの親に対し、子どもの養育に必要な説明を行うことができる。この場合において、関係者は、子どもの最善の利益を損なわないよう努めなければならない。
- 2 市は、子どもの養育に関し、その家庭の状況に応じて必要と認められる支援を行うよう努めるものとする。
 - 3 市は、乳幼児を育てる親同士の交流の機会を十分に保障し、及び子育てに関する情報の提供に努めるものとする。
 - 4 市は、子育て支援を行う団体又は自主的な親同士の交流を行う団体等の活動について支援を行うよう努めるものとする。
 - 5 事業者は、市民が安心してその子どもを養育することができるよう配慮に努めるものとする。

(育ち学ぶ施設の職員への支援)

第15条 育ち学ぶ施設の設置者及び管理者は、その子どもの権利の保障が図られるよう環境の整備に努めるとともに、当該施設の職員に対して子どもの権利についての研修の機会を与えるよう努めなければならない。

- 2 前項の環境の整備に当たっては、親その他地域の住民との連携を図るとともに、育ち学ぶ施設の職員の主体的な取組を通して行われるよう努めなければならない。
- 3 育ち学ぶ施設の設置者及び管理者は、当該施設の職員と子ども又は親との間に問題が起きたときは、お互いの信頼が回復されるように努めるものとする。

(虐待からの救済)

第16条 市は、虐待を受けた子どもに対する迅速かつ適切な救済及び当該子どもの心身の回復に努めるものとする。

- 2 市は、子どもの虐待の早期発見並びに虐待を受けた子どもの迅速かつ適切な救済及び当該子どもの心身の回復のために関係機関、関係団体等との連携に努めるものとする。

第4章 子どもの権利侵害に関する相談、救済及び回復支援

(子どもの権利救済委員の設置)

第17条 市長は、子どもの権利の侵害に対して迅速かつ適切な救済を図るとともに、当該子どもの心身の回復を支援するために、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関として筑紫野市子どもの権利救済委員*(以下「救済委員」という。)を設置する。

- 2 子ども、親、育ち学ぶ施設の関係者及び市民は、救済委員に対して、子どもの権利の侵害について相談し、又は救済を求めることができる。
- 3 救済委員の定数は、3人以内とする。
- 4 救済委員は、子どもの権利に関して識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 5 救済委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(救済委員の職務)

第18条 救済委員は、子どもの権利侵害について相談に応じ、当該子どもの救済及び回復のために助言を行うものとする。

- 2 救済委員は、救済を求められたとき、又は自らの発意により、必要に応じて調査、助言、調整又は勧告をすることができる。
- 3 救済委員は、救済の処理の概要を適切な方法によって救済を求めた者に通知するものとする。
- 4 救済委員は、勧告によってなされた対応の報告を求めることができる。
- 5 救済委員は、必要に応じ、勧告内容の公表をすることができる。
- 6 前項の勧告の公表に当たっては、救済委員全員が賛同しなければ行うことができない。

(救済委員の責務)

第19条 救済委員は、公平かつ公正にその職務を遂行しなければならない。

- 2 救済委員は、その職務の執行に当たっては、市、県及び国の関係機関若しくは民間の関係団体と連携を図るよう努めなければならない。
- 3 救済委員は、救済の処理の状況を、直ちに、市長に報告しなければならない。
- 4 救済委員は、その職務上の地位を政治的、営利的又は宗教的な目的に利用してはならない。
- 5 救済委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。職を退いた後も同様とする。

(救済委員の解嘱)

第20条 市長は、救済委員の心身の故障によりその活動ができないと判断したとき、又は救済委員としてふさわしくない行為があると判断したときは、その職を解くものとする。

(救済委員に関する広報)

第21条 市長は、子ども、市民及び育ち学ぶ施設の関係者にこの条例の主旨及び内容を広く知らせるとともに、子どもが救済委員への相談及び救済の求めを容易に行うことができるよう必要な施策の推進に努めるものとする。

(救済委員への協力)

第22条 市民及び育ち学ぶ施設の関係者は、救済委員の職務の遂行について協力するよう努めるものとする。

2 第18条第2項の規定による勧告を受けたものは、これを尊重し、必要な対応をするよう努めなければならない。

第5章 子どもの権利の保障状況の検証

(子どもの権利の保障状況の検証)

第23条 市長は、この条例による施策、行動計画の実施の結果及び子どもの権利の保障の状況について毎年度検証を行わなければならない。

2 前項の規定による検証は、筑紫野市子ども・子育て会議条例(平成25年筑紫野市条例第27号)に規定する筑紫野市子ども・子育て会議に対して諮問し、答申を受けることにより行うものとする。

第6章 雑則

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条第1項の規定により策定した筑紫野市次世代育成支援行動計画(後期計画)は、第10条第3項の規定により策定した行動計画とみなす。

附 則(平成27年3月30日条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(筑紫野市次世代育成支援対策地域協議会設置条例の廃止)

2 筑紫野市次世代育成支援対策地域協議会設置条例(平成16年筑紫野市条例第19号)は、廃止する。

5 こども基本法の概要

こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。

1 目的

すべての子どもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するため、こども基本法がつくられました。こども施策の基本理念などを明確にし、国や都道府県、市区町村など社会全体で子どもや若者に関する取組「こども施策」を進めていきます。

国や都道府県、市区町村が、この基本法や、こども大綱の内容にそって、子どもや若者に関する取組を行っています。

2 主な取組

- ・ 大人になるまで切れ目なく行われる、子どもの健やかな成長のためのサポートをすること（例えば、居場所づくり、いじめ対策など）
- ・ 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現のためのサポートをすること（例えば、働きながら子育てしやすい環境づくり、相談窓口の設置など）
- ・ これらと一体的に行われる施策（例えば、教育施策、雇用施策、医療施策など）

教育施策：国民全体の教育の振興など

医療施策：小児医療を含む医療の確保・提供など

雇用施策：雇用環境の整備、若者の社会参画支援、就労支援など

3 支援の対象となる「こども」とは

こども基本法では、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートがとぎれないよう、心と身体の発達の過程にある人を「こども」としています。

子どもや若者のみなさんのそれぞれの状況に応じて、社会で幸せに暮らしていけるよう、支えていきます。

4 こども施策の6つの基本理念

1. すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
2. すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
3. 年齢や発達の種類により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
4. すべてのこどもは年齢や発達の種類に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
5. 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
6. 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

5 子どもや若者の意見収集及び意見の反映について

こども基本法では、子どもや若者から聞いた意見を大事にしてこども施策を進めていくこととしています。子どもや若者が意見を言える場や仕組みづくりを行うとともに、子どもや若者の意見が実現できるかどうかを考えながら、こども施策に取り組んでいきます。

6 用語集

あ行	
インクルーシブ教育システム	人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするとの目的の下、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みです。
ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態です。

か行	
GIGAスクール構想	1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、学校において新しい学びの形を実現するために文部科学省が掲げる構想です。特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境の実現を目指すものです。
こども家庭センター	子育て世代包括支援センター(母子保健)と家庭児童相談室(子ども家庭総合支援拠点(児童福祉))を一体化し、妊産婦や子どもとその家庭を包括的に支援する相談機関です。保健師、助産師、社会福祉士、元教員などさまざまな資格、経験を持った職員が相談に応じます。
こども食堂	NPOや地域のボランティア団体などが、無料または少額の食事を提供することで、供食の機会や子どもの居場所を提供する活動です。「地域食堂」や「みんなの食堂」と呼ばれることもあり、子どもや保護者だけでなく、高齢者など多くの人が地域での交流を楽しんでいます。
子どもの居場所	こども家庭庁が作成したこどもの居場所づくりに関する指針では、子ども・若者が過ごす場所・時間・人との関係性すべてが、子ども・若者にとっての居場所になり得るとされています。物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るものです。

子どもの権利救済委員	子どもの権利の侵害に対して迅速かつ適切な救済を図るとともに、当該子どもの心身の回復を支援するために、筑紫野市が設置した附属機関です。
子どもの貧困 (相対的貧困率)	生まれ育った家庭やさまざまな事情から、健やかな成長に必要な生活環境や教育の機会が確保されていない子どもの存在や生活状況のことです。子どもの貧困は、経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面など様々な面において、子どものその後の人生に影響を及ぼします。 相対的貧困率とは、一定基準(貧困線)を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合のことです。なお、貧困線とは、等価可処分所得の中央値の半分の額のことです。
こどもまんなか社会	こども家庭庁が掲げる社会ビジョンであり、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活をおくることのできる社会を目指します。
コミュニティ・スクール	学校と家庭、地域が学校運営に意見を反映させることで、一緒に協力しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みです。

さ行	
次世代育成支援対策行動計画策定推進委員会 (専門部会)	次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条第1項の規定に基づく筑紫野市次世代育成支援対策のための行動計画策定に際して関係各課等の連携を図るとともに、行動計画策定後の円滑かつ効果的な推進を図るために設置された組織です。令和7年度から、所掌事務の見直しに伴い、筑紫野市こども計画策定推進委員会に名称変更しました。 専門部会は、次世代育成支援対策行動計画策定推進委員会のうち、主要な関係課の委員により構成され、より具体的な内容を協議する組織です。
重層的支援体制整備事業	既存の相談支援の取組を活かしつつ、地域住民やその世帯の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、世代や属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援、地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する事業です。

小規模保育事業所	市町村の認可を受けて、保護者の就労、疾病等により家庭で保育することができない2歳児までの子どもを保育する定員6人以上19人以下の施設です。
少年補導員	警察署からの委嘱を受け、少年の健全育成と非行防止を目的として、パトロールや関係機関との情報交換を行っています。
諮問	一定の機関や有識者に対し、ある問題について意見を尋ね求めることです。
スクールカウンセラー	児童生徒の心のケアや、ストレスへの対処法など心理の専門家です。公認心理師や臨床心理士などの資格を持っている人が多いです。
スクールソーシャルワーカー	児童生徒やその保護者に福祉・医療的な支援が必要な場合に、福祉の窓口につないだり、手続きの補助などを行ったりする福祉の専門家です。社会福祉士や精神保健福祉士などの資格を持っている人が多いです。
青少年指導員	青少年の犯罪からの保護・非行防止、および健全育成を図ることを目的として、夜間パトロールや地域での交流活動を実施しています。

た行	
ダブルケア	子育てと親などの介護が重なり、同時に担わなければならない状態を指します。
地域学校協働活動	幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行うさまざまな活動です。
登校支援員	小中学校における不登校児童生徒やその保護者からの相談対応や登校の支援、校内適応指導教室(学校の空き教室等を活用した、自分のクラス以外の居場所のこと)の運営補助を行います。教員免許状や社会福祉主事任用資格を持っている人が多いです。
届出保育施設	都道府県知事等への届出が義務付けられている保育を行うことを目的とした小学校就学前の子どもを保育する認可保育所および小規模保育事業所等以外の施設です。

な行	
認定こども園	幼稚園(教育)と保育所(保育)の機能を併せ持ち、教育と保育を一体的に行う施設です。

は行	
8050問題	80代前後の高齢の親と50代前後のひきこもりの子どもの世帯が社会的に孤立し、生活に困窮するなどの問題です。
プレーパーク	子どもたちの好奇心や想像力を大切にして、自由に遊びを作り出すことの出来る遊び場です。
保育所	都道府県知事等の認可を受けて、保護者の就労、疾病等により家庭で保育することができない小学校就学前の子どもを保育する定員20人以上の施設です。

や行	
ヤングケアラー	「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に過度に行っている子どものことです。 責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し支援内容の協議を行う組織です。本市では、平成18年5月に筑紫野市要保護児童対策地域協議会(ほっと・ネット・ちくしっ子)が設置されています。
幼稚園	学校教育法に基づき、教育を行うことを目的とした3歳から小学校就学前の子どもが通所する学校施設です。

筑紫野市こども計画

令和7年3月

発行・編集 筑紫野市 こども部 こども政策課

〒818-8686

福岡県筑紫野市石崎1丁目1-1

電話 092-923-1111(代表)



筑紫野市